

平成 27 年度  
自 己 点 検 評 価 書

平成 28 (2016) 年 5 月  
芦屋大学

目 次

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等	1
II. 沿革と現況	3
III. 日本高等教育評価機構が定める基準に基づく自己評価	7
基準 1 使命・目的等	7
基準 2 学修と教授	13
基準 3 経営・管理と財務	48
基準 4 自己点検・評価	59
IV. 大学が使命・目的に基づいて独自に設定した基準による自己評価	63
基準 A 社会貢献と連携	63
基準 B 学生の多様化への対応	70
基準 C 国際交流	72

## I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等

### 1. 建学の精神・大学の基本理念

本学の建学の精神は「人それぞれに天職に生きる」である。

創立当初の10数年間は、現在の実践綱領である「独立と自由」「創造と奉仕」「遵法と敬愛」を建学の精神としていた。創立者である福山重一は、「人間は詳細に自己を分析し自己理解を図り、さらには仕事の内容と現代社会を分析して自己の向かうべき方向を模索し、そしてその方向において自ら経験してみることが求められる。次にこのようにして自己が決定した仕事に就いても、それが自己に適するか否か吟味する必要がある。ここで自己が納得すれば、さらに進んで生き甲斐を得ることができる。これよりして人間はそれぞれに天職を見つけ、その天職によって生きることが真の人権の確立となり、これが人間の最高の理想である」と考え、この人権の確立と人間の最高の理想を追求するために展開される現象を「職業指導」と説き、これを「人それぞれに天職に生きる。ここに職業指導学は存する」と要約して建学の精神に据えた。なお、平成17(2005)年度の理事会において、この後段を削除している。

本学の建学の精神は、近年の文部科学省の方針とも一致している。文部科学省は設置基準を改正して平成23(2011)年度より大学や短期大学の教育課程に「職業指導」を盛り込むことを義務付けたが、本学では創立時代から築き上げてきた職業指導学の精神と実績を有している。これらをさらに発展させ、現代の大学教育に求められているキャリア教育に活かしていく。

### 2. 使命・目的

本学の使命・目的は、豊かな教養と人間性を身につけ、生きがいを持って社会に貢献できる人材を育成することである。そのために、建学の精神に併せて実践綱領として「独立と自由」「創造と奉仕」「遵法と敬愛」を謳い、本学の教育に反映させてきた。学則第1条において、「本学は教育基本法に則り、学校教育法の定めるところに従い、『人それぞれに天職に生きる』の建学の精神のもとで、教育に必須な学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させ、健全な平和社会に寄与貢献する有為の人材を育成することを目的とする」と明確に定めている。

時代とともに学生たちの気質も、求めるものも変わってきているが、一人ひとりに与えられた才能や能力を見出し、伸ばす教育を実践し、社会に貢献できる人材を育成することが建学以来、本学の変わらぬ使命である。本学伝統の手厚い少人数制により、きめの細かい学生指導と、個々人に合わせた能力開発・人材育成計画を実践している。豊かな教養と人間性を身につけ、自立し、社会に貢献できる力、具体的には、考えて行動し、チーム力を大切にす、目に見えない学力を「人間力」と位置づけ、社会で即戦力となる「人間力」を備えた人材の育成こそ時代の要請であり、本学の目的である。

### 3. 個性・特色等

本学は昭和39(1964)年、福山重一により、教育学部「教育学科」の単科大学として創設された。以後、「産業教育学科」「英語英文学教育科」「児童教育学科」を増設し、昭和43(1968)

年には大学院（修士課程・博士課程）を設置した。創立者福山重一の教育方針は多くのオーナー経営者層から支持され、富裕層の子弟を集めたことで、ほかの大学とは趣を異にする設備と環境を整えた。その教育の成果により、これまでに数多くのオーナー経営者を輩出している。平成 19(2007)年度から、従来の「教育学部」を「臨床教育学部」と「経営教育学部」の 2 学部 4 学科制に変更した。学科の再編を経て、平成 25(2013)年度より臨床教育学部「教育学科」および「児童教育学科」、経営教育学部「経営教育学科」の 2 学部 3 学科制となっている。

本学の主な個性・特色としては、少人数教育による「人間力」の育成、多彩な専門教育、教育研究機能を活かした社会貢献と連携があげられる。

## 1) 少人数教育による「人間力」の育成

学生一人ひとりの個性や能力、適性に応じた指導を可能にするのが本学伝統の少人数教育であり、複数担任制である。「基礎演習」と「専門演習」の担当教員と、スポーツ教育・教職教育支援・国際交流の各センター、教務部・学生部・就職部の教職員が、いつでも学生からの相談に対応できる体制を整えている。学長のリーダーシップのもと、学生一人ひとりの顔が見える、面倒見のよい大学として、全教職員が学生指導に努力している。このような支援システムの中で、「教職教育」「経営教育」「スポーツ教育」そして「キャリア教育」を展開し、「人間力」を育成している。特にキャリア教育については、入学段階から職業について学ぶ機会を与えるとともに、学年進行で職業にアクセスする機会を増やして就職支援を充実させている。

## 2) 多彩な専門教育

本学を構成する臨床教育学部と経営教育学部は、それぞれ以下のように多彩なコースを設置し、専門教育を実施している。

臨床教育学部教育学科では、教育学、心理学、スポーツ教育、国際教養学、ダンス（平成 28(2016)年度開講）の 5 つのコースがある。コースにかかわらず、社会、英語、保健体育の中学校教諭一種免許状、公民、英語、保健体育の高等学校教諭一種免許状を取得することができる。

臨床教育学部児童教育学科では、幼児・児童教育と特別支援教育の 2 つのコースがあり、コースによって、幼稚園教諭一種免許状、小学校教諭一種免許状、特別支援学校教諭一種免許状（知的障害者・肢体不自由者・病弱者）を取得することができる。

経営教育学部経営教育学科では、経営マネジメント、技術・情報教員養成、自動車技術、バレエ、観光・航空ビジネスの 5 つのコースがある。技術・情報教員養成コースでは技術の中学校教諭一種免許状、情報の高等学校教諭一種免許状を取得することができる。

教育職員免許状以外にも、コースによって、認定心理士、2 級自動車整備士等さまざまな資格を取得することができ、各種検定の受験指導も行っている。このように、多彩なコースと専門教育を用意することで、学生は広い視野を持ちながら自分の適性を見極め、将来の進路を選択することができる。

なお、本学では上記のとおり、多種の教員免許状を付与しているが、大学院においても専攻によって、幼稚園・小学校・中学校（社会・英語・技術・職業指導）・高等学校（地理

歴史・公民・職業指導・情報)の各教諭専修免許状が取得可能である。

### 3) 教育研究機能を活かした社会貢献と連携

本学を構成する教育研究組織はそれぞれの専門分野の教育研究を活かし、地域と密着した社会貢献、連携を行っている。たとえば、本学のソーラーカープロジェクト(現ソーラーカープロジェクト同好会)は、平成4(1992)年以降、国内外の多数の競技会において上位入賞を果たしているばかりでなく、近隣の小・中学校を訪問し、環境・エネルギー問題についての教育・啓蒙活動と地域振興に貢献している。「芦屋大学教育相談所」は、発達障害の教育研究を中心に、芦屋市公民館と共催で市民講座を開催している。スポーツの分野においては、「芦屋学園スポーツモダニズム」の名称で、地域スポーツの振興に貢献してきた。このような活動を通して、大学としての社会的使命を果たしている。

このような本学の個性・特色を活かし、建学の精神と伝統を継承発展させ、「真のエリート」すなわち「目に見えない学力=人間力を備えた人材」を育てることが、本学の教育ビジョンである。

## II. 沿革と現況

### 1. 本学の沿革

学校法人芦屋学園は、昭和12(1937)年に開校した芦屋高等女学校に始まる。初代校長は岡田五兎であった。岡田は、帝国大学でE.ハウスクネヒトから教育学を初めて修めた一人であり、校長時代、生徒一人ひとりに対し、きめ細やかな教育をしていたことが伝えられている。

時代は変わり、昭和39(1964)年、福山重一により芦屋大学が創設された。まさしく高度経済成長期にあたり「人間不在」が懸念された時期でもある。いち早く「人間尊重」を重視した福山は、著名な教育学研究者を集め、教育学を中心とする大学づくりを行った。当時、本学は我が国における教育学研究の中心的存在と言うべき様相を呈していた。その後、福山が確立した経営者2世の育成を中心とする教育方針は、多くのオーナー経営者層から支持され、ほかの大学に見られない個性と特色を生み出した。しかし、平成5(1993)年、福山重一が逝去し、平成7(1995)年には阪神淡路大震災により学舎が倒壊し、平成14(2002)年には支持層であるオーナー経営者をバブル経済の崩壊により失った。危機感を持った教授会が大学運営に積極的に関与する形で大学の建て直しを進めることになったが、大学が少子化の影響を受けることを予想しつつも、大学の経営改革は十分とはいえなかった。平成17(2005)年4月、学校法人芦屋学園の寄附行為が改訂され、理事会が大学運営を主導する体制が取られることになった。

平成19(2007)年度、創立以来の「教育学部」から「臨床教育学部」と「経営教育学部」の2学部制へ移行し、現在、社会が求める「人間力」を備えた人材を育成するための「就職教育」「経営教育」「スポーツ教育」そして「キャリア教育」を中核に、教育・研究と社会貢献を推進している。

以下、大学創設以後の沿革を時系列にまとめる。

芦屋大学

昭和 39(1964)年 1 月	芦屋大学 教育学部 教育学科 設置認可
昭和 39(1964)年 4 月	芦屋大学 教育学部 教育学科 創立
昭和 40(1965)年 12 月	芦屋大学 教育学部に産業教育学科 増設認可
昭和 41(1966)年 4 月	芦屋大学 教育学部 産業教育学科 増設
昭和 43(1968)年 3 月	芦屋大学大学院 (博士課程、修士課程) 設置認可
昭和 43(1968)年 4 月	芦屋大学大学院 教育学研究科 教育学専攻修士課程・博士課程開設
昭和 47(1972)年 1 月	芦屋大学 教育学部 英語英文学教育科 増設認可
昭和 47(1972)年 4 月	芦屋大学 教育学部 英語英文学教育科 増設
昭和 48(1973)年 1 月	芦屋大学 教育学部 児童教育学科 増設認可
昭和 48(1973)年 4 月	芦屋大学 教育学部 児童教育学科 増設
昭和 60(1985)年 3 月	芦屋大学大学院 教育学研究科 英語英文学教育専攻 (修士課程) 増設認可
昭和 60(1985)年 4 月	芦屋大学大学院 教育学研究科 英語英文学教育専攻 (修士課程) 増設
昭和 61(1986)年 3 月	芦屋大学大学院 教育学研究科 技術教育専攻 (修士課程) 増設認可
昭和 61(1986)年 4 月	芦屋大学大学院 教育学研究科 技術教育専攻 (修士課程) 増設
昭和 61(1986)年 11 月	芦屋学園創立 50 周年記念式典挙行
昭和 63(1988)年 11 月	芦屋大学創立 25 周年記念式典挙行
平成 15(2003)年 4 月	ビジネス研究センター開設 (平成 26(2014)年度よりキャリア支援センターに統合)
平成 15(2003)年 12 月	芦屋大学創立 40 周年記念式典挙行
平成 17(2005)年 4 月	国際交流センター開設、教職教育支援センター開設
平成 18(2006)年 4 月	芦屋大学 教育学部 英語英文学教育科を 国際コミュニケーション教育科に名称変更
平成 19(2007)年 4 月	芦屋大学 臨床教育学部、経営教育学部の 2 学部 4 学科に改組、 産業教育学科を経営教育学科に名称変更
平成 21(2009)年 4 月	臨床教育学部教育学科にスポーツ教育コース開設
平成 22(2010)年 4 月	芦屋大学大阪キャンパス開設 経営教育学部経営教育学科にキャリア教育コース開設 芦屋学園スポーツ教育センター開設
平成 23(2011)年 4 月	キャリア支援センター (現 就職部) 開設
平成 24(2012)年 1 月	芦屋学園スポーツモダニズム活動開始
平成 25(2013)年 4 月	臨床教育学部国際コミュニケーション教育科を募集停止 臨床教育学部教育学科に国際教養学コース開設 経営教育学部経営教育学科にバレエコース開設
平成 26(2014)年 11 月	芦屋大学創立 50 周年
平成 28(2016)年 4 月	臨床教育学部教育学科にダンスコース開設

## 2. 本学の現況

- ・大 学 名 芦屋大学
- ・所 在 地 〒659-8511 兵庫県芦屋市六麓荘町 13 番 22 号  
〒530-0018 大阪府大阪市北区小松原町 3 番 3 号 OS ビル 16 階
- ・学 部 の 構 成 臨床教育学部  
教育学科  
児童教育学科  
国際コミュニケーション教育科（募集停止）  
経営教育学部  
経営教育学科
- ・大学院の構成 教育学研究科 教育学専攻（博士前期課程・博士後期課程）  
英語英文学教育専攻（修士課程）  
技術教育専攻（修士課程）
- ・学生数、教員数、職員数（平成 28(2016)年 5 月 1 日現在）

### 1) 学生数

（学部）

学部	臨床教育学部									経営教育学部			合計		
	教育学科			児童教育学科			国際コミュニケーション教育科			経営教育学科					
学年	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
1 年	65	20	85	12	6	18	—	—	—	59	16	75	136	42	178
2 年	70	14	84	13	9	22	—	—	—	50	9	59	133	32	165
3 年	81	25	106	15	21	36	—	—	—	52	19	71	148	65	213
4 年	70	33	103	14	21	35	2	0	2	48	13	61	134	67	201
計	286	92	378	54	57	111	2	0	2	209	57	266	551	206	757

（大学院）

専攻	教育学研究科												合計		
	教育学専攻 (博士前期課程)			技術教育専攻 (修士課程)			英語英文学専攻 (修士課程)			教育学専攻 (博士後期課程)					
学年	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
1 年	2	3	5	1	0	1	0	0	0	1	0	1	4	3	7
2 年	5	3	8	1	0	1	0	0	0	1	0	1	7	3	10
3 年	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1	1	2	1	1	2
計	7	6	13	2	0	2	0	0	0	3	1	4	12	7	19

2)教員数

(学部)

学部	臨床教育学部						経営教育学部			合計		
	教育学科			児童教育学科			経営教育学科					
学科	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
職名	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
教授	17	1	18	4	1	5	18	0	18	39	2	41
准教授	3	0	3	4	3	7	2	0	2	9	3	12
講師	4	1	5	0	0	0	2	0	2	6	1	7
助教	0	1	1	0	0	0	1	0	1	1	1	2
計	24	3	27	8	4	12	23	0	23	55	7	62

(大学院)

専攻	教育学研究科												合計		
	教育学専攻 (博士前期課程)			技術教育専攻 (修士課程)			英語英文学専攻 (修士課程)			教育学専攻 (博士後期課程)					
職名	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
教授	3	0	3	6	0	6	2	0	2	2	1	3	13	1	14
准教授	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
講師	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
助教	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
計	3	0	3	6	0	6	2	0	2	2	1	3	13	1	14

※学部の教員が兼務

3)職員数

	男	女	計
正職員	27	22	49
嘱託職員	0	0	0
臨時職員他	2	7	9
計	29	29	58

※法人所属の職員を含む



### Ⅲ. 日本高等教育評価機構が定める基準に基づく自己評価

#### 基準 1. 使命・目的等

##### 1-1 使命・目的及び教育目的の明確性

##### 《1-1 の視点》

##### 1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

##### 1-1-② 簡潔な文章化

#### (1) 1-1 の自己判定

基準項目 1-1 を満たしている。

#### (2) 1-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

##### 1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

本学の使命・目的は、芦屋大学学則および芦屋大学大学院学則において、下記のように具体的かつ明確に規定している。

##### 芦屋大学学則第 1 章総則（教育目的）第 1 条

本学は教育基本法に則り、学校教育法の定めるところに従い、「人それぞれに天職に生きる」の建学の精神のもとで、教育に必須な学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させ、健全な平和社会に寄与貢献する有為の人材を育成することを目的とする。

##### 芦屋大学大学院学則第 1 章総則第 1 条

芦屋大学大学院は教育基本法に則り、学校教育法の定めるところに従い、「人それぞれに天職に生きる」の建学の精神のもとで、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめ、文化の進展に寄与することを目的とする。

各学部学科、大学院の各研究科・専攻の目的は、下記のように具体的かつ明確に定めている。

#### 臨床教育学部

個人の可能性を引き出す教育とともに、幼児、児童及び生徒等の教育の困難に直面している親・教師の問題を具体的に研究し、これらの問題を解決する能力を伸ばす教育について教育・研究する。

##### 教育学科

学部の目的である臨床教育学の教育・研究を通じて、実社会での教育実践能力を養成する。

##### 児童教育学科

学部の目的である臨床教育学の教育・研究を通じて、幼児期及び児童期の教育の理解と実践能力を養成する。

### 経営教育学部

経営学に加えて、現代社会が直面する産業・技術動向に関する幅広い知識を教育・研究する。

#### 経営教育学科

学部の目的である経営教育学の教育・研究を通じて、実社会での実践能力を養成する。

### 教育学研究科

教育の本質を探究し、現代社会が内包する教育課題を明らかにするとともに、教育理論及び方法論を教育・研究する。

#### 教育学専攻（博士課程）

教育学研究科の目的・使命とともに、併せて企業経営に関する教育の課題及び方法論を教育・研究する。

#### 英語英文学教育専攻（修士課程）

特に英語、英文学に関する教育について、課題及び方法論を研究する。

#### 技術教育専攻（修士課程）

特に技術教育に関する課題及び方法論を研究する。

## 1-1-② 簡潔な文章化

本学の実践綱領については、『学生便覧』『大学院便覧』において、下記のように分かりやすく、簡潔に説明している。

「独立と自由—自由の本質をわきまえ、独立の心を養う」

「創造と奉仕—創造力を培い、すすんで社会に奉仕する」

「遵法と敬愛—規律を守り、互いに敬愛する心を育てる」

建学の精神と実践綱領は、本学ホームページをはじめ、『大学案内』『学生便覧』『大学院便覧』等の印刷物に掲載し、学内外に周知を図っている。また、入学式における学長式辞や理事長祝辞をはじめ、新入生オリエンテーションや全学生ガイダンス、「基礎演習」等でも建学の精神と実践綱領について繰り返し分かりやすく説明しながら指導している。

「芦屋大学図書館」に設置されている福山重一文庫(Collection of Books Donated by Dr. Shigekazu Fukuyama)では、建学の精神を提唱した本学創立者の軌跡を文献や資料で辿ることができる。福山重一の喜寿を記念した銅像も大学玄関前に建立され、その銘板には建学の精神の生まれた経緯が記されている。さらに、大学院を創設して「職業指導学研究所」としたことも刻まれている。福山記念館や附置技術研究棟には建学の精神を記したレリーフが掲げられている。実践綱領が詠み込まれた学歌「輝け白亜」は、入学式、卒業式、学園祭等の行事で斉唱することはもちろん、毎日始業前に学内放送される。この学歌は本学正門入口の石碑にも刻まれ、学内者はもとより学外者にも目に触れるよう明示されている。

建学の精神と実践綱領、学部学科の教育目的に基づき、本学の求める学生像と各学部学

科のアドミッションポリシーが明確かつ具体的に、簡潔な文章で定められており、これらは本学ホームページや『募集要項』に明記されている。

### **(3) 1-1 の改善・向上方策（将来計画）**

情報化・グローバル化・少子高齢化等によって社会は急速に変化している。このような社会において、学生一人ひとりが「天職」を見出し、やりがいのある仕事に就けるようにするため、キャリア教育をいっそう充実させる必要がある。建学の精神である「人それぞれに天職に生きる」という言葉は学生によく浸透し、その理念もよく理解されているが、この建学の精神を大学での教育に関連させ、キャリア形成に対する学生のいっそうの自覚を促すため、初年次教育とキャリア教育のあり方を再検討する。大学の使命・目的及び教育目標は、中長期計画にあげるものと合致しており、将来計画とともに具体性・明確性・簡潔な文章化を含め、常に改善体制を整え対応していく。

#### **1-2 使命・目的及び教育目的の適切性**

##### **《1-2 の視点》**

##### **1-2-① 個性・特色の明示**

##### **1-2-② 法令への適合**

##### **1-2-③ 変化への対応**

#### **1-2 の自己判定**

基準項目 1-2 を満たしている。

#### **1-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）**

##### **1-2-① 個性・特色の明示**

本学の伝統的な特色として、少人数教育と複数担任制がある。「基礎演習」「専門演習」の担当教員と、教職教育支援・スポーツ教育・国際交流の各センターおよび教務部・学生部・就職部の教職員が、連携して学生の指導にあたるとともに、学生のさまざまな相談に対応している。このような支援システムについて、新入生に対しては新入生オリエンテーションと「大学生活入門」において、1年次後期からは「基礎演習」において、詳細に説明している。大学生活で身につけるべき豊かな教養と人間性、目に見えない学力すなわち「人間力」については、基礎教養科目のひとつである「人間力概論」において、学長自ら全学部学科の1年生を対象に指導している。

また、各学部における多彩な専門教育については、『学生便覧』に各学部学科およびコースの教育目的、育成する人物像、推奨科目等を分かりやすく明示している。教育学科では「天賦の才能を発見し、教育学等の方法を用いて総合的に人間と社会を研究することを通して、人類文化の創造に寄与する人物」を、児童教育学科では「教員の資質として必要な識見と専門的な指導力を身に付け、情熱と責任感をもって子どもの心に寄り添い、もって社会の発展に寄与する人材」を、経営教育学科では「文科系、理科系の壁を取り払った幅広い実践的な知識を獲得し、次世代を担える人材」をそれぞれ育成することを明記している。

本学の特色である少人数教育と多彩な専門教育は、各学部学科の教育目的や教育方法に反映されている。

本学ホームページでは、建学の精神、求める学生像、学部学科紹介とアドミッションポリシー等が公表されている。

### 1-2-② 法令への適合

本学の使命・目的は、教育基本法に則り、学校教育法の定めるところに従うものであることが芦屋大学学則第1条ならびに芦屋大学大学院学則第1条に明記されている。教育基本法および学校教育法に照らして、大学、大学院としてそれぞれ適切な教育目的を掲げている。

### 1-2-③ 変化への対応

本学は昭和39(1964)年に教育学部のみの単科大学として創設されたが、平成19(2007)年度から臨床教育学部と経営教育学部の2学部に変更した。現在、2学部3学科、1大学院教育研究科の構成で、教育・研究と社会貢献を推進している。この間、時代や社会の変化、教育現場や学生のニーズや志向に応じて、学科やコースの再編等様々な取り組みを行ってきた。

臨床教育学部教育学科では、平成21(2009)年度よりスポーツ教育コースを開設し、保健体育の中学校・高等学校教諭一種免許状を取得できるようにした。平成25(2013)年度には国際コミュニケーション教育科の募集停止に伴い、国際教養学コースを新設、また平成28(2016)年度よりダンスコースを開設した。教職課程の見直しも行い、平成28(2016)年度より職業指導の中学校・高等学校教諭一種免許状、地理歴史の高等学校教諭一種免許状については廃止した。

臨床教育学部児童教育学科では、平成23(2011)年度より特別支援学校教諭一種免許状(知的障害者、肢体不自由者、病弱者)を取得できるようにした。

経営教育学部経営教育学科では、平成22(2010)年度より大阪キャンパスを開校し、キャリア教育コースを開設、平成25(2013)年度よりバリエーションコースを含む全9コースを開設した。コースの統合・再編を経て、平成28(2016)年度より5コースに集約した。同学科のキャリア教育の中核を担う経営マネジメントコースにおいては、平成27(2015)年度から6科目のキャリア教育科目を、さらには時代の要請を受けて平成28(2016)年度からは、より専門的・発展的な産学連携実践的教育科目を5科目、新規開講している。

このような学科やコースの再編に伴い、各コースにおいて育成する人物像や推奨科目等を見直し、より具体化、明確化している。

### 1-2の改善・向上方策(将来計画)

本学の建学の精神や使命・目的の本質は変わらないが、各学部のコース構成や教育目標については、社会的ニーズや入学生の資質・能力や志向に応じて、改善・向上を図っている。本学のキャリア教育関連科目の授業内容は充実しているが、科目ごとの連携および企業や社会へのつながりにおいて不十分な部分があった。平成27(2015)年度より経営教育学部経営マネジメントコースでスタートしたキャリア教育は、各分野で活躍するゲストティ

一チャーを招く等、実社会の即戦力となる内容・科目・教員を配置したことで、この点を補い本学の教育目的が達成できると考えている。さらに、平成 28(2016)年度からは、より専門的・発展的な産学連携実践的教育科目を開講している。これらの取り組みと成果をホームページ、『大学案内』、広報誌等へ掲載し、学内外に発信していく。

### 1-3 使命・目的及び教育目的の有効性

#### 《1-3 の視点》

#### 1-3-① 役員、教職員の理解と支持

#### 1-3-② 学内外への周知

#### 1-3-③ 中長期的な計画及び3つの方針等への使命・目的及び教育目的の反映

#### 1-3-④ 使命・目的及び教育目的と教育研究組織の構成との整合性

#### (1) 1-3 の自己判定

基準項目 1-3 を満たしている。

#### (2) 1-3 の自己判定理由（事実の説明及び自己評価）

#### 1-3-① 役員、教職員の理解と支持

建学の精神は平成 17(2005)年度に理事会の議を経て明文化されている。本学の使命・目的及び教育目的について、教職員は学部教授会や各種委員会、学科会議において確認し、共通理解を深めている。大学全体の現状の分析、教育方針や課題の検討、学内の組織運営の企画立案は学長・副学長・学長室長・学長室次長・入学事務室による総合企画会議にて行われ、必要に応じて理事会に諮り、決定した事項については学部長・総務部長・教務部長・学生部長・就職部長を加えた大学運営会議を経て、学部教授会、また各部署に報告される。教職員の共通理解と支持を得ることにより、学内組織の円滑な運営を推進している。

#### 1-3-② 学内外への周知

本学の使命・目的及び教育目的について、『大学案内』やホームページ等を通じて学内外に周知を図っている。在学生には『学生便覧』を配布し、「基礎演習」や学長ガイダンス等で説明している。受験生には『大学案内』や『募集要項』等のパンフレットやオープンキャンパスで周知するとともに、入学前教育も行っている。

#### 1-3-③ 中長期的な計画及び3つの方針等への使命・目的及び教育目的の反映

中期計画（平成 28～30(2016～2018)年）においては、大学の使命・目的と教育目的を達成するための具体策として、教育力の充実と就職力の強化が掲げられている。全教職員が学生一人ひとりに親身にかかわり、授業を充実させ活性化し、学生生活を通じてキャリア能力を向上させる方針は、本学の伝統と特色を引き継ぎながら、さらに発展させるものである。授業の活性化と充実、学生満足度の向上を図るため、平成 27(2015)年度には授業活性化委員会により「芦屋大学授業全力宣言」が策定され、非常勤を含む全教員、全学生に周知された。

本学のアドミッションポリシー、カリキュラムポリシー、ディプロマポリシーについて

も、本学の使命・目的及び教育目的が反映されている。

#### 1-3-④ 使命・目的及び教育目的と教育研究組織の構成との整合性

本学の使命・目的及び教育目的を達成するために、「芦屋大学図書館」「教育相談所」「附置技術研究棟」「日本文化研究所」「オーディオビジュアルセンター」「教職教育支援センター」「国際交流センター」「就職部」「スポーツ教育センター」が設置されている。これらの附属機関が大学・大学院と緊密に連携し、円滑な教育研究活動を推進している。

「教職教育支援センター」は教職課程全般および教員を志す学生を、「国際交流センター」は外国語習得や留学、海外との交流を、「就職部」はキャリア教育全般および就職活動を、また「スポーツ教育センター」はスポーツ教育の研究と体育系クラブ活動の活性化および地域スポーツの振興をそれぞれ支援している。特にキャリア教育をサポートする「就職部」においては、平成 27(2015)年度は教員 1 名と専任職員 2 名に加え、1 名増員の 3 名のキャリアカウンセラーを配置し、支援体制の充実を図った。

大学・大学院の共有機関である「芦屋大学図書館」は、大学院の研究活動を行うために必要な資料、洋書、和書を含めて蔵書は 21 万冊であり、さらにマイクロフィルムや CD-ROM 等各種資料を保有する情報センターとなっている。また「附置技術研究棟」は技術教育専攻の教育研究活動を推進するための施設であり、産業技術を習得するための充実した設備を保有して有効に活用されている。

これらの本学の教育研究組織は、教育内容の質の向上を図るため適切に運営されている。

#### (3) 1-3 の改善・向上方策（将来計画）

本学の建学の精神や使命・目的の本質は不変であるが、急速に変化する社会情勢の中で本学の果たすべき役割を再確認し、教育の質の向上に努める必要がある。教育内容や教育方法の一層の改善を図るとともに、3 つのポリシーについても必要に応じて見直しを行う。本学では平成 28(2016)年度より学内の組織、運営に関する事項の企画、立案を行う総合企画会議を設置した。平成 28～30(2016～2018)年度の中期計画に基づき、全教職員が意識改革を行い、将来構想を具現化していく。

#### [基準 1 の自己評価]

本学は、学校教育法に基づき、使命・目的及び教育目的、各学部学科コースおよび大学院研究科各専攻の教育目的を明確に定めている。その内容は簡潔な文章で具体的かつ明確に示されており、また、法令の定めるところに適合している。本学の個性・特色である少人数教育、多彩な専門教育、社会貢献と連携は、全教職員の理解と支持のもとで行われている。理事会、総合企画会議、大学運営会議が中心となって、各種委員会や学部教授会、学科会議の意見や提案を汲み上げ、教育目的と内容の改善・向上と学内外への周知に努めており、基準 1 を満たしている。

## 基準 2. 学修と教授

### 2-1 学生の受け入れ

#### 《2-1 の視点》

#### 2-1-① 入学者受入れの方針の明確化と周知

#### 2-1-② 入学者受入れの方針に沿った学生受入れ方法の工夫

#### 2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

#### (1) 2-1 の自己判定

基準項目 2-1 を満たしている。

#### (2) 2-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

（必要に応じて学部・研究科ごとに記述）

#### 2-1-① 入学者受け入れの方針の明確化と周知

##### 学部

本学における入学者の受け入れ方針は、建学の精神に基づく教育目的に応じて、大学のアドミッションポリシー、『求める学生像』、各学科のアドミッションポリシー【表 2-1-1】に明文化されている。各学科のアドミッションポリシーの周知については、募集要項、AO入試ガイド、本学ホームページに明記している。また、オープンキャンパスや進学相談会、高校内ガイダンス、高等学校教員対象入試説明会で資料を配布し、入学者の受け入れ方針（アドミッションポリシー）について説明している。

##### 『求める学生像』

1. 自分の個性や適性について考え、自分の持てる力、可能性を切り開いていこうとしている人
2. これまで体験したことや人との出会い等を整理し、大学で学びたいという動機をはっきり持っている人
3. 未来の夢について、これから主体的に取り組んでいきたいことについて、情熱を持って人に伝えることができる人

表 2-1-1 各学科のアドミッションポリシー

学部	学科	アドミッションポリシー
臨床教育学部	教育学科	<p>学生生活を通して無限の素質や可能性を発見し、引き出し、育て、人類文化の創造に寄与できる学生を求めています。このため教育学科は教育や心理、異文化に関心を持ち、それらについての専門的知識を探究する教育学（概説方法 歴史）・心理学（教育 発達 臨床）・スポーツ教育（実技 スポーツ科学 保健）・国際教養学（外国語 国際理解）・ダンスの各コースで学ぶ人を求めています。たとえば、国際教養学コースでは幅広い視野から国際社会を理解し、国際舞台で力強く活躍できる国際人を求めています。このように教育学科では各コースの学びを通して、人間形成を目指す人を求めています。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1.教育に関心を持ち、各種の学校の教員や企業の教育部門等の教育関係の仕事に携わりたい者</li> <li>2.教育や心理に関心を持ち、心理学研究者、発達障害の専門的支援者、教育カウンセラー、心理カウンセラーとして活躍したい者</li> <li>3.中学校（社会・保健体育・英語）・高等学校（公民・保健体育・英語）の教員を目指す者</li> <li>4.自衛官・警察官・消防官等の国や地方の公務員を目指す者</li> <li>5.地域スポーツ・社会体育・スポーツビジネスの世界で活躍することを目指す者</li> <li>6.一般民間企業で活躍することを目指す者</li> <li>7.外国の社会・文化・言語を学び、国際社会で活躍・貢献したい者</li> <li>8.英語教育に興味・関心がある者</li> <li>9.大好きなダンスの技術を磨きながら大学教育にふさわしい学問的アプローチを行い、将来、ダンサーや教員、指導者を目指す者</li> </ol>
	児童教育学科	<p>子どもは次代を担う大切な人材です。彼らがすくすくと豊かに育つようにかかわりサポートするのは大人の責任です。幼稚園や小学校の教員には、子どもが夢や目標を持ち、彼らがそれを達成できるように寄り添い、励まし導く教育力が求められます。一方、家庭や地域社会の教育力が低下している今日、地域社会と密接した関係にある幼稚園や小学校が連携して子どもの教育にあたる必要があります。私たちはこのような社会の期待に応える意欲ある人を求めます。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1.幼児期、思春期の子どもの心身の発達に強い関心のある者</li> <li>2.幼稚園教員、小学校教員、特別支援教員として将来の目的をはっきりと持っている者</li> <li>3.子どもを取り巻く地域社会の発展に寄与することを目指す者</li> </ol>
経営教育学部	経営教育学科	<p>本学の建学の精神である「人それぞれに天職に生きる」の考えのもとに、学生一人ひとりが社会に貢献できるよう人材育成をすることを理念としています。つまり、問題発見・解決能力を高めて組織体が抱える問題の解決に挑戦できるような人材育成をめざしています。</p> <p>そこで、本学部では、次のような入学志願者を求めています。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1.将来経営者や企業の管理者として活躍するための経営マネジメント能力を身につけたい者</li> <li>2.自動車技術を学び国家資格取得を目指し自動車の業界等で活躍したい者</li> <li>3.観光・航空ビジネスに必要なスキルを中心にサービス業界に通じる能力を身につけたい者</li> <li>4.バレエの技術を磨きながら経営学を学び、将来公演事業・バレエスクール等を経営的視点をもって管理運営できる能力を身につけたい者</li> <li>5.中学校（技術）・高等学校（情報）の教員になろうとする者</li> </ol>



**大学院**

**表 2-1-2 各専攻のアドミッションポリシー**

専攻	アドミッションポリシー
教育学専攻博士課程	<p>本専攻は教育学・教育文化学・教育心理学・特別支援教育の各分野を研究する教育学関連分野と、経営学・産業技術・産業心理・人間環境等の各分野を教育的観点から研究する経営教育分野からなっている。また、この博士課程は標準修業年限 2 年の前期課程と標準修業年限 3 年の後期課程とに区分されている。後期課程は、上記専攻分野において自立した研究者として研究活動を行う者、またはその他の高度に専門的な業務に従事しようとする者を養成することを目的としている。前期課程は、後期課程の基礎として、上記専攻分野において高度な専門的研究力量と豊かな学識を養うことを目指すとともに、高度の専門性を有する職業等に従事しようとする者を受け入れている。なお、本専攻は学位取得や再教育を目的とする大学・高校等の現職教員、専修免許状のための継続教育等を目的とする者、一般社会人にも開かれている。したがって入学試験においては、将来の進路希望・研究関心・研究テーマを慎重に審査して入学者の決定を行っている。</p>
英語英文学専攻修士課程	<p>本専攻は、i 英語学・英語教育分野、ii 国際文化分野、iii 英米文学・文化分野の 3 分野からなっており、これらの分野に関する高度な専門的研究力量と豊かな学識を養うことを目指すとともに、優れた英語指導者、国際社会で活躍できる人材、英語英文学に関する研究者等を目指す者を受け入れている。専修免許状（中学校・高校英語科）のための継続教育を目的とする者、一般社会人にも開かれている。</p>
技術教育専攻修士課程	<p>本専攻は、i 学校の技術科教育に関する技術教育分野、ii 一般的なキャリア開発分野、iii 現代産業技術や情報に関する産業技術分野、iv 自然・社会・文化に関する人間環境分野の 4 分野からなっており、これらの分野に関する高度な専門的研究力量と豊かな学識を養うことを目指すとともに、関連する高度の専門性を有する職業等に従事しようとする者を受け入れている。専修免許状（中学校技術科）のための継続教育を目的とする者、一般社会人にも開かれている。</p>

**2-1-② 入学者受入れの方針に沿った学生受入れ方法の工夫**

**学部**

入学者受入れの方針は、アドミッションポリシーとしてすべての募集要項の先頭ページ、ホームページに記載し周知を図っている。本学は大学設置基準第 2 条の 2 に基づき、入学者の選抜を公正かつ適切に行っている。入試制度については、入学者受入れの方針や教育目的をもとに定め、当該年度の入試結果を踏まえ、「入試委員会」にて次年度案を作成し、「理事会」に上申している。入学試験の実施にあたり、本学では創立以来すべての入試に面接を必須としており面接試験の時点から志望する学科の担当者が本人の本学への志望の適正や、一人ひとりの持てる可能性・人間性について、上記『求める学生像』の評価基準をもって判定している。

また、学力試験を課す入学試験においては、アドミッションポリシーに基づいた学力の確認を基本としている。

入学試験の実施運営については、専任教員と事務職員で構成する「入試委員会」において、「芦屋大学入学者選考に関する規定」に則り、入試問題作成や当日の入試業務、採点処理チェック、合否通知発送等の役割分担を明確化している。なお、試験当日は入試統括本部を設け、すべての情報・状況を一元的に集約・管理し、円滑な運営を図るとともに、不測事態発生時の速やかな対応のための体制を構築している。さらに、実際に監督等を担当する教職員には、「入試委員会」及び入学事務室が入試制度ごとに定められた監督要領、実施要領等を配付し、公正に運営している。

本学で実施する入学試験はAO入試、指定校推薦入試、スポーツ推薦入試（スポーツ特待生選考）、教職推薦入試、教職特待生推薦入試、自己推薦入試、自己推薦特待生入試、家業を継ぐ見込みのある特待生入試、一般入試Ⅰ、一般入試Ⅱ、編入学入試、編入学スポーツ特待生入試、編入学教職特待生入試、秋季一般入試、秋季編入学入試、秋季編入学スポーツ特待生入試、私費外国人留学生入試がある。各入試の出願資格・選考方法・特待生ランク等は募集要項に定めている。多様な入試を実施し、入学者受入れの方針に沿った学生を受け入れるべく工夫がなされているものと判断する。

## 大学院

大学院の入試において、出願を希望する者には受験資格審査を設け、研究計画書を提出させ、出願可否を通知する。選考方法は研究計画書に基づく口頭試問・面接試験を行ったうえで、大学院委員会により判定する。

### 2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

#### 学部

平成22(2010)年度まで志願者の減少傾向が続き、志願者・入学者の減少を食い止め、回復させることが本学の最重要課題であるという認識のもと、学長以下全学をあげて学生募集に取り組んでいる。過去5ヵ年における入学定員に対する学生受入れ数（入学者数）の比率は69.2%～94.4%で推移しており【表2-1-2】、資料請求数、オープンキャンパス等来学者ともに増加している。また入学事務室ではオープンキャンパス、イベント、高校訪問、進学相談会の参加、広報販促強化等により積極的に学生募集活動を行っている。特にオープンキャンパスについては年間12回開催しており、平成27(2015)年来学者は平成26(2014)年来学者の150%となっている。しかしながら、平成28(2016)年度募集においては、本学園のマスコミ報道の影響により出願率が減少している。

学部別にみると、臨床教育学部の入学定員充足率が68.7%～100%を越え安定傾向にあることに対し、経営教育学部は53.0%～75.0%に留まっている。【表2-1-3】

表2-1-2 入学定員に対する学生受入れ数の推移

年度	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度
入学定員	250	250	250	250	250
志願者数	247	212	245	184	192
入学者数	223	195	236	173	178
充足率	89.2%	78.0%	94.4%	69.2%	71.2%

表 2-1-3 学部別入学定員に対する学生受入れ数の推移

(臨床教育学部)

年度	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度
入学定員	130	150	150	150	150
志願者数	157	141	168	125	112
入学者数	144	133	162	120	103
充足率	110.8%	88.7%	108.0%	80.0%	68.7%

(経営教育学部)

年度	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度
入学定員	120	100	100	100	100
志願者数	90	71	77	59	80
入学者数	79	62	74	53	75
充足率	65.8%	62.0%	74.0%	53.0%	75.0%

### 大学院

大学院の受入れについては、過去5年間、定員を満たしていないが、近年社会人入学、現職教員の入学者が増えている。【表 2-1-4】

表 2-1-4 入学定員に対する院生受入れ数の推移

年度	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度
入学定員	25	25	25	25	25
志願者数	13	7	11	3	9
入学者数	6	2	11	3	7
充足率	24.0%	8.0%	44.0%	12.0%	28.0%

### (3)2-1の改善・向上方策(将来計画)

#### 学部

入学定員確保に向けて改善・向上を図ることは、本学の最重要課題と捉えている。学生募集においては、高校訪問による高等学校教員からの推薦を中心に、受験生・保護者・高等学校に対し各種広報物による情報発信及び出張授業・オープンキャンパス・イベント開催等により接触を増加させ、アドミッションポリシーのさらなる周知・理解に加え、本学のカリキュラム、取得できる免許・資格について広報に努めていく。

また、昨今高校生の利用が増加しているSNSの活用やWEB広告の掲出増加により、大学と入学希望者との相互理解を進めることを目標とし、リアルタイムな情報発信を行う。なお、各学部の定員回復に女子学生募集強化、経営教育学部は経営マネジメントコース、技術・情報教員養成コースの募集強化を対策とする。

さらに、アドミッションポリシーに沿って入試制度・特待生制度の見直しを行い、優秀な人材の獲得・育成に努める。

また、平成28(2016)年度募集におけるマスコミ報道による出願数減少の対策としては、イメージ回復を目的に、アドミッションポリシーに沿ってブランディングを行い広報していく。

## 大学院

学部と同じく、各種広報物・WEBによる情報発信を行い、志願者を増やし定員確保に努める。平成28(2016)年度募集より大学院案内を制作し学内外の広報活動を強化する。教員専修免許状取得希望者・社会人・現職教員の入学者の増加に力を入れるため、平成26(2014)年度から長期履修制度を導入した。また、本学学部生の進学増加を図るため本学入学者の入学金免除制度を平成28(2016)年度から実施する。

### 2-2 教育課程及び教授方法

#### 《2-2の視点》

#### 2-2-① 教育目的を踏まえた教育課程編成方針の明確化

#### 2-2-② 教育課程編成方針に沿った教育課程の体系的編成及び教授方法の工夫・開発

#### (1)2-2の自己判定

基準項目2-2を満たしている。

#### (2)2-2の自己判定の理由（事実の説明および自己評価）

##### 臨床教育学部

臨床教育学部の目的は、本学の建学の精神を踏まえて「個人の可能性を引き出す教育とともに、幼児、児童及び生徒等の教育の困難に直面している親・教師の問題を具体的に研究し、これらの問題を解決する能力を伸ばす教育について、教育・研究すること」である。

#### 《教育学科》

#### 2-2-① 教育目的を踏まえた教育課程編成方針の明確化

教育学科の教育目的は、大学の建学の精神と臨床教育学部の目的に基づいており、実社会に通用するような教育実践能力を養うことである。この目的を達成するため、そして社会の情報化や国際化等時代の変化に応えたカリキュラムを整えて、学生が自らの専門分野を十分に学びつつ関連分野も幅広く学べるように、コース制が教育学科の教育課程編成方針となっている。コース制では、新しい知識や広い視野を身につけられるような科目の数々がコース別に系統立てられている。

コース制は5つのコースで構成されている。その5つとは、教育学コース、心理学コース、スポーツ教育コース、国際教養学コース、平成28(2016)年度開設のダンスコースである。コース制のもとで、学生はコース別に系統立てられた専門教養科目を修得するだけでなく、学年の進行に沿って段階的に基礎教養科目や「大学生生活入門」や「基礎演習」や専門教養科目や「専門演習」を履修していく。

コース制ではまた、教育学とその関連分野をその基礎に据えるのと同時に、教員免許状（中学校の社会・保健体育・英語と、高校の地理歴史・公民・保健体育・英語）を取得する学生への教育、すなわち教職教育にも力を入れている。教職志望の学生に対しては、教職教育支援センターと連携しながら、きめ細かく指導してきた。

なお、教育学科の教育課程に対する点検と改善は、教務委員会および教育学科会議で必要に応じて実施されている。

## 2-2-② 教育課程編成方針に沿った教育課程の体系的編成および教授方法の工夫・開発

教育学科の必修科目が設けられているのは1年次と2年次のみで、1年次に「教育学概論」と「教育心理学」が、2年次に「教育の方法と技術（中等教育）」と「教育方法学」が開かれている。その理由は、まだ学生が各コースへと分かれていない2年次までに、教育についての基礎的な知識を身につけるためである。

教育学科の教員は5つのコースのいずれかに所属しており、3年次から学生は「専門演習」担当の教員を決めることによって自分のコースを決める。

教育学科の各コースについて説明すれば、教育学コースでは、学生が教育の基本的な知識および技術を幅広く身につけたのち、教育学やその関連分野、すなわち「教育行政学」「世界教育史」「日本教育史」「教育社会学」「教育調査法」「教育哲学」等を学ぶことができる。

心理学コースでは、人間の発達や教育についての心理学的理解を目指している。学生は、幅広い観点から、たとえば「教育心理学」「発達心理学」「児童心理学」「精神保健」「カウンセリング心理学」といった観点から心理学を学ぶ。

スポーツ教育コースでは、スポーツの競技力向上に貢献する方法や理論を学ぶとともに、健康に関わる正しい知識や、生涯にわたって心身の健康を保持増進するための実践力を身につける。また、将来的にスポーツ関係の指導者を目指しながら、教育の3要素である知育と徳育と体育についても、スポーツ教育コースとスポーツ教育センターとの連携のもとで主体的に学習できるような体制が整えられている。

国際教養学コースでは、グローバル化の時代に生じる諸問題に対応できるような人材を育成するため、教育の中心に外国語習得と異文化理解を据えてきた。この2つの中心に英語の教員免許状関係科目等を加え、教育課程を編成している。外国語の習得については、必修の英語以外にもドイツ語、フランス語、ロシア語、中国語、韓国・朝鮮語を学べる。異文化理解や多文化共生教育という点では、日本文化やアジア太平洋文化やEU文化についての文化研究、英米文学研究、国際交流、国際危機管理等の講義を履修できるようになっており、こうした通常の講義以外にも、実社会に即した講義のために学外から講師が招かれたり、学生が学外で実践的な研修を受けたりしている。

教育学科では、平成28(2016)年度からダンスコースも開設された。平成24(2012)年からは「現代的なリズムのダンス」が学校教育に取り入れられ、ダンスのできる教員が学校現場で求められるようになってきたからである。ダンスコースでは、ヒップホップやロックやジャズ等様々なダンスをプロのダンサーに学びながら、希望者は教員免許状(中学校および高校の保健体育と英語、中学校の社会、高校の公民)を取得できる。

また、教育学科における授業内容・方法の工夫としては次のようなものがある。

教育学科の授業では、教員が一方向的に話すような講義形式だけでなく、学生自身が調べて書いて発表して討論するような知識活用型の教育法や、視聴覚教材を取り入れた教育法も加えつつある。1~2年次の「大学生活入門」や「基礎演習」では少人数のゼミ形式も取り入れた。そのようなゼミ形式では、学生自身がグループに分かれて発表および討論することによって、読む能力や書く能力や聴く能力とともに、自分が考えたことを整理して論理的に相手に伝えるためのコミュニケーション能力も磨いている。

教育学科の英語教育についての工夫としては、一般の英語クラス以外にも、英語力の高

い者や留学の経験者を対象に英語特別講義を開き、より高度な英語力の養成に努めてきた。また、希望者には英語図書を貸し出し、読書や読后感発表も奨励している。国際交流センターと協力しながら、海外での語学研修や授業外での個別指導も実施してきた。

教育学科の実習に関係するような工夫としては、教員志望の学生が免許状を取得するために教育実習や介護等体験へ行くだけでなく、学校支援ボランティア等を通じて積極的に学校現場に関与し、学内の授業のみでは身につけられないような教育実践力を向上させている。

## 〈児童教育学科〉

### 2-2-① 教育目的を踏まえた教育課程編成方針の明確化

児童教育学科の教育目的は、大学の建学の精神と臨床教育学部の目的に基づき「学部の目的である臨床教育学部の教育・研究を通じて、幼児期及び児童期の教育の理解と実践能力を養成する」ことである。優れた教育者の養成を目指し、教養、専門性、実践力、社会性を養うための教育課程を編成している。「幼児・児童教育コース」と「特別支援教育コース」から成り立っており、上記の教育目的を踏まえ、両コースとも以下のように教育課程編成方針は明確化されている。

幼児・児童教育コースでは、「子どもたちの声を的確にキャッチできる優れた教員」を養成するため、教師に求められる資質能力である探究力、実践的指導力、コミュニケーション力の育成に力を入れ、実際の教育現場を体験し、実践的な力を養う機会を数多く設けている。特別支援教育コースでは、「子どもたちへの適切な指導や支援ができる教員」を養成するため、実際の教育現場で必要とされている特別支援教育への正しい知識を身につけるよう教育課程を編成している。いずれのコースにおいても、1年次には少人数制の「基礎演習」により基礎学力を高めながら人間教育や児童教育の全般を学習し、基礎教養科目を中心としたカリキュラムを履修して幅広い教養を身につけ、専門教育の準備を入念に行う。2年次には教員免許状取得のためのプログラムに沿って、必要科目を中心にカリキュラムを履修し教育実習に備えるとともに、専門的知識の習得に向けての下準備として基本的な教養を身につける。3年次には教育実習や介護等体験、ボランティア活動等様々な教育の場に出向く機会を設けている。そこで体験を重ねることで、自身の教員としての適性や教育の場で必要な能力が自覚でき、実践的な指導法を身につけることができる。4年次には教員採用試験の受験準備と並行して、より実践的な指導力を身につけるとともに、「専門演習」において各自研究した内容を卒業論文にまとめ上げる。

### 2-2-② 教育課程編成方針に沿った教育課程の体系的編成及び教授方法の工夫・開発

児童教育学科の教育課程は、カリキュラムポリシーに則った教育者の養成を目指すための編成がなされている。

児童・幼児教育コースでは、小学校教諭一種免許状、幼稚園教諭一種免許状の取得が可能である。特別支援教育コースでは、小学校教諭一種免許状、幼稚園教諭一種免許状のいずれかに加え、特別支援学校教諭一種免許状（知的障害者・肢体不自由者・病弱者）の取得が可能である。児童教育学科の入学生は教員志望が大多数であり、ほぼ全員が教員免許状の取得を目指して教職課程を履修している。

教職課程科目の学年配当については、1・2年次で「器楽」「声楽」「図画工作」「児童教育」等の実技系科目を、また3年次前期までに各種の「保育内容」や「初等教科教育法」を配置する等、教育実習までにできるだけ関連科目の修得ができるよう配慮している。また、3年次の「幼稚園教育実習」に先立ち、2年次には附属幼稚園に出向いて保育の流れを観察し、子どもや保育者との関わり方を学ぶ「幼稚園観察実習」と、実際に保育に参加する「幼稚園参加実習」を実施し、段階的・発展的な教育実習を行っている。児童教育学科では教育実習を教職課程の最重要科目として捉え、その事前・事後指導の充実に特に力を注ぎ、教育実習参加要件を厳格に運用している。学科独自の取り組みとして、事前に教育実習参加資格テストを行い、学生の学習意欲と教育実習に対する責任感の向上を図っている。小学校・幼稚園の教育実習は3年次または4年次にそれぞれ4週間、特別支援学校は4年次に2週間実施するが、「専門演習」担当教員が中心となって実習校を訪問し、アドバイス等も行っている。4年次の「教職実践演習」では『履修カルテ』を活用し、教育現場に起こる様々な具体的なテーマに対して、どのように対応していくかを考えさせ、教員としての資質と実践的な指導力を養っている。教職課程の学びと振り返りについては、『履修カルテ』や『教育実習記録』を通して、「専門演習」担当教員による個別指導も行っている。

実際の教育現場を体験し、実践的な力を養う教授方法の工夫・開発の具体例として、「保育内容指導法」では90分の講義の前半に理論を学び、後半は附属幼稚園での実践という形式をとっている。また、「幼稚園観察実習」では観察を行った翌週、講義で振り返りの時間をもち、各自の課題を明確にしたうえで次回の観察に臨んでいる。いずれも、附属幼稚園との緊密な連携により実現している。小学校や特別支援教育についても、兵庫県下の中学校で実施される「トライやる・ウィーク」の補助等、近隣の学校ボランティア等への参加を推奨し、理論と実践の積み重ねにより、現場に即応できる力を養うよう指導している。また、教員採用試験合格のための方策として、平成28(2016)年度から「教員採用試験対策講座」を刷新し、学生の自主的な勉強会をサポートしている。

教育方法や内容の見直し・改善については、児童教育学科会議を毎月開催し、学科の現状の分析、課題の検討、学生についての情報交換を行っている。

## 経営教育学部

### 〈経営教育学科〉

#### 2-2-① 教育目的を踏まえた教育課程編成方針の明確化

本学科は経営の基礎を学ぶと同時に、時代のニーズに応える実務的分野を幅広くコース分けしてきたが、コース教育内容の強化を図るため、以下の編成方針【表 2-2-1】を堅持しつつコースを整理、統廃合を行ってきた。

表 2-2-1 教育課程の編成方針（カリキュラムポリシーと方針）

カリキュラムポリシー	学科教育実施方針
本学の建学の理念「人それぞれに天職に生きる」のもと、生き方や職業に関する情報を積極的に提供し、学生に「気づき」と「行動」を促すキャリア教育を重視している。また、学科内科目を通し自らの資質を向上させ、社会的、職業的自立を図るため必要な能力を養う。	製造業からサービス業まで様々なビジネスの仕組みを研究し、時代に即したセンスとスキルの習得を目指す。経営者、技術者、教育者、加えてそれ以外の分野のビジネスリーダーの育成を目指す。

本学科のカリキュラムポリシーおよび教育実施方針を達成するため、カリキュラムの配分を体系的に配置している。基礎教養科目では1年次より経営基礎を学ぶため経営に関する2科目を必修としている。専門教養科目では必修を必要最小限にし、幅広い選択を可能にしている。1年次より3年次にかけて一貫して社会的、職業的自立を図るためキャリア教育を平成27(2015)年度より本格導入した(詳細は後述)。

学科内コースは以下の5コース【表2-2-2】とし、それぞれの目的に応じて実務的・学際的にカリキュラムの配置が行われている。

表2-2-2 コースと目的・教育内容

コース名	目的	教育内容
経営マネジメント	経営学の基礎と応用を学び、幅広い分野のより実践的な学びの中で、ビジネス分野のセンスとスキルを身につける。	ビジネス経営、家業継承・企業、創造科学、情報技術、環境の分野から適合するものを選択し、自らの個性とする興味ある分野の才能を伸ばし、経営的センス併せ持つ社会的有用人才を育てる内容となる。
自動車技術	日本有数の産業分野である自動車分野に特化した教育を行い、自動車分野を担う人材を育てる。	文系では珍しい就職に有利な自動車整備士(2級)の資格がとれる科目を配置している。経営的センス・スキルを併せ持つことができる教育内容になっている。
観光・航空ビジネス	幅広い教養を身につけ、観光ビジネス業界や、空港のグランドスタッフやキャビンアテンダントの養成を目指す。	語学や教養といった学びに加えて当該分野のインターンシップや見学会等多数行う。大学での学びに加えて、実務能力を身につける内容となっている。
バレエ	バレエに関する高い技術を身につけながら、将来バレエ教室経営等、一般社会人として基礎スキルを学ぶ。	経営学的な視点舞台芸術や政策マネジメント、舞台スタッフの作業まで多面的に学ぶ内容になっている。
技術・情報教員養成	中学校「技術科」高等学校「情報科」の教員を目指す。	技術・情報教員養成のため木材・金属加工、栽培、電気・電子・情報技術等の実験、実習科目や教員試験に向けた補修授業等、教員養成に向けた科目内容となっている。

## 2-2-② 教育課程編成方針に沿った教育課程の体系的編成及び教授方法の工夫・開発

近年、18歳人口の減少、ゆとり教育や高校における学びの多様化で従来と異なる修学歴の学生が入学するようになっており、入学後の「大学の学び」に戸惑い、適応できない学生が増えている。そこで、本学科では、大学における生活への順応や学びの方法等教育するため、初年次教育を充実させた。

1年次で学びの動機づけを重点に、前期に「大学生活入門」、後期に「卒業生から聞く仕事と人生」科目を配当している。前期では高校と大学の違い、大学生活のあり方や学びの方法を興味深く学ぶ。ここではさらに、グループワーク方式で自律的、協調的能力を養う。後期では、本学科卒業生を中心に授業に招き、大学生活での苦心談や達成感等の話題をとおして共感と希望を醸成させしっかりとした動機付けを行っている。

2年次では、自分の将来に向けた具体的仕事探しのきっかけとなるようカリキュラムを構成している。



3年次の「キャリアプランニングⅠⅡ」では、業界・社会研究や自己分析による進路希望先の決定を支援する。

さらに平成 28(2016)年度からは、本学部生の就職支援をいっそう強化するために、「家業を継ぐ見込みのある学生」「販売・フード・不動産ビジネスへの就職を希望する学生」「起業を希望する学生」を対象に、それぞれの進路別に就職活動や進路決定後の就業に役立つように、専門的な発展科目を産学連携で新設実施した。

#### ① 産学連携実践的教育の導入

本学伝統の「経営者二世を育てる」教育を継承し、産学連携授業を導入した。大阪経済5団体の一つ「大阪経済合理化協会」との産学連携・地域連携講座であるが、平成 28(2016)年度本格導入に向けて、すでに授業を実施し成果を上げている。

#### ② 教育職員採用試験に向けた工夫

本学科は兵庫県下において唯一、中学校技術科教育職員免許状が取得できる教育機関である。この特徴を強固なものにするため、教育職員育成のため適切な教員配置と技術系教育に十分な設備の維持を行ってきた。本学卒業生が教育現場で技術科教員として活躍していることにより、複数の都府県市教育委員会より1次試験免除枠を取得できており、近年の正教員採用合格率向上につながっている。少人数教育で効率よく行える日常的な個別指導に加え、技術系全教員による採用試験に向けたサテライト特別授業の成果により、平成 27(2015)年度は正教員採用合格率が 50%を超えている。

### 《教授方法の改善を進めるための全学的な組織体制の整備と運用》

教授方法の改善を進めるための中核になる組織は、全学的な授業活性化委員会であり、具体的運用に対応する組織は、全学的な教務委員会や各学科の学科会議である。授業の方法および内容を組織的に研修および研究するために FD 委員会が活動していたが、平成 27(2015)年度に学長が授業を通しての教育力向上を強調するため、FD 委員会の名称を「授業活性化委員会」に変えた。授業活性化委員会は、学長が指名した教員 6 名で構成されており、教務部や就職部や教職教育支援センター等と密接に連携している。同委員会は全学的に教授方法の改善を実現するため、授業アンケート、研究授業の見学と研究授業後の意見交換会、FD 研修会等を積極的に実施してきた。

同委員会はまた、本学の教育目的を達成するための根幹となっている授業について、平成 27(2015)年度に芦屋大学授業全力宣言（以下、「授業全力宣言」）を定めた。この宣言は 7 項目から成り立ち、教員と学生が協力しながら授業を充実させていくための拠り所になっている。平成 27(2015)年度後期からは、教員が教育目標を共有できるように同委員会が授業目標も定めている。その年度後期の授業目標「学生の意欲を高める授業」は、非常勤講師を含む全教員に示された。

さらに授業全力宣言について述べれば、平成 27(2015)年度に同委員会は、この宣言が実現されているかどうかを確かめられるように授業アンケートの質問項目を改めた。授業アンケートには学生向けと教員向けの 2 種類がある。このアンケートは、教務部が全学で 1 年に 2 回（前期と後期の授業終了時）、履修学生 10 名以上の授業（「大学生活入門」と「基

礎演習」と「専門演習」を除く)を対象に実施している。教務部は学生向けアンケートの結果を担当教員に通知することで教授方法等の改善を促し、担当教員は教員向けアンケートに答えることで自身の教授方法等を反省している。

平成 27(2015)年度、授業活性化委員会はまた、教員に対して授業アンケートだけでなく授業活性化委員会アンケートも実施した。この授業活性化委員会アンケートでは、平成 27(2015)年度後期の授業目標にどのように取り組んだのか、その年度前期の授業アンケートをどのように活用したのか、授業を活性化するためにはどのような取り組みが必要なのかについて質問している。この授業活性化委員会アンケートの結果は教授会で報告された。

### ◀履修登録単位数の上限▶

1 年間に履修登録できる単位数の上限は 48 単位である。そのことは『学生便覧』にも明記されている。ただし、教員免許状取得希望者や単位修得状況によっては、この上限を少し緩和している。履修科目数の上限と進級や卒業の要件については、「基礎演習」や「専門演習」でも担任教員が指導している。また、単位制の趣旨を保つため、各科目のシラバスで授業時間外の学習を指示している。

## 教育学研究科

### 2-2-① 教育目的を踏まえた教育課程編成方針の明確化

#### 1. 教育学専攻博士課程

この課程は標準修業年限 2 年の前期課程と標準修業年限 3 年の後期課程とに区分されている。後期課程は、上記専攻分野において自立した研究者として研究活動を行う者、またはそのほかの高度に専門的な業務に従事しようとする者を養成することを目的としている。

研究内容は、教育学関連分野（教育学、教育文化学、教育心理学、特別支援教育）と経営教育学関連分野（人間環境、産業技術）からなっている。

教育学関連分野においては、教育学の理論と実践及び教授法・指導法を学問的に研究することを目的としている。特に、学校教育現場の具体的諸問題を臨床教育的立場から研究し学校教育に活かすことを重視している。そのため、本学教育相談所と連携し、発達障害者の理解と教育に向けて教育学・心理学・脳科学等の各分野から総合的に研究するカリキュラムを編成する等独自の取り組みを行っている。

経営教育学関連分野においては、起業・家業継承・人材育成等産業社会のリーダーとしての資質を有した高度専門職業人の育成を目的としている。特に、キャリア開発に関する先進的な研究を行っている。

#### 2. 英語英文学教育専攻修士課程

この課程は、i. 英語学英語教育分野、ii. 国際文化分野、iii. 英米文学・文化分野の 3 分野に分かれている。

i. 英語学・英語教育分野では、国内外の多様な英語教育の方法論と種々の実践的技能の教育・研究を行っている。

ii. 国際文化分野では、実践的な英語力と国際的な完成を磨き、未来の国際社会で活躍

できる人材を育成している。

iii. 英米文学・文化分野では、英米文学・文化の研究を通して、「英語圏文化」を包括的に理解し、さらに高度な研究を目指す人材を育成している。

なお、「英語」が有する本来の意味の追求のみならず、言語使用の場の持つ意味（社会的コンテキスト）や広がり（国際性）、さらに多言語・多文学・他文化との相互関係と比較も研究対象としている。

### 3. 技術教育専攻修士課程

この課程は、i. 技術教育分野、ii. キャリア開発分野、iii. 産業技術分野、iv. 人間環境分野に分かれている。

i. 技術教育分野では、学校教育における技術科教育のあり方に関する演習を中核に据え、広く一般普通教育の中に技術教育をどう位置づけるべきかについて、教育・研究している。

ii. キャリア開発分野では、技術と経営の面から産業能力の向上を図り、キャリア開発分野の研究課題に先進的に取り組むための能力を育成している。

iii. 産業技術分野では、現代の産業・情報技術に関する高度な知識と応用力を身につけ、企業や教育現場等においてその能力を発揮できる者を育成している。

iv. 人間環境分野では、人間を取り巻く環境を自然・社会・文化を基本にして捉え、人間と環境のあり方を深く考究する能力を育成している。

本専攻ではこれらの分野についての総合的な教育・研究を目指している。

## 2-2-② 教育課程編成方針に沿った教育課程の体系的編成及び教授方法の工夫・開発

### 1. 修士課程・博士前期課程

上記のように各専攻内にはさまざまな分野を設定し、院生の適性・志望に応じた研究テーマの選定・遂行が可能となっている。修士課程・博士前期課程では、自己の研究テーマに合わせて、修士論文作成等の指導を受ける指導教員を決め、履修科目の選択に際しては、指導教員の指示を受け、研究テーマに沿って関連の科目を履修することとしている。各指導教員はそれぞれ専門とする内容の特別研究を開設し、主にその特別研究をとおして院生の修士論文作成等の研究指導を行っている。

なお、院生は各課程修了までに開講科目から、30 単位以上を修得しなければならないと学則で定めている。なお、近年、社会人や教員免許状取得を重視する院生の増加に対応するため、職業を有する者、教員免許状を併せて取得する者については、修士課程・博士前期課程の標準修業年限 2 年を超えて履修することをあらかじめ選定する長期履修生の制度を設けている。

### 2. 博士後期課程

院生の志望に沿った柔軟な対応をするため、博士後期課程は教育学専攻に属するが、技術教育専攻、英語英文学専攻の履修者も博士後期課程に進学できるようにしている。

博士後期課程の研究は、博士論文作成が中心となるが、修士課程での研究、社会人としての体験や研究を活かした適切なテーマとなるよう指導し、入学前から事前相談・指導を

行い、博士論文作成が可能かどうかを審査してから入学を許可することとしている。入学後は、指導教員の指導を経て学会発表や学内紀要（『芦屋大学論叢』）への執筆を行い、博士論文作成に向け継続的な教育が行われている。

### **(3)2-2 の改善・向上方策（将来計画）**

#### **臨床教育学部**

##### **《教育学科》**

コース制については、時間割の中に収めることができる科目数、授業のために利用できる教室数、科目の多様性と一貫性との兼ね合い、履修者が少ない科目の統合および廃止といった問題がある。これらの問題については検討を進める。また、コース制のベースとなる基礎教養科目を整理かつ充実させて、3年次以降のコース別の専門教養科目と関連させることについても工夫していく。さらに、基礎教養科目と臨床教育との関連づけ、スポーツ教育コースにおける専門教養科目の充実と教員の配置等にも取り組む。教育の方法についても、アクティブラーニング等知識活用型の方法をよりいっそう取り入れて、学生が思考力や表現力や問題解決力を育めるように改善していく。

##### **《児童教育学科》**

児童教育学科の教育目的および教育課程の編成方針は明確であり、教員免許取得のためのカリキュラムは検討を重ね、充実してきている。学生が子どもの姿をより具体的にイメージしながら理論と実践の関係性を学べるよう、附属幼稚園や近隣の公立小学校、教育委員会との連携をいっそう緊密にしていくとともに、各科目の横のつながりも深めていく。平成 28(2016)年度から刷新した「教員採用試験対策講座」については、学生のニーズや能力に応じて随時検証し、効果を高めていく。また、特別支援学校教育実習については、専門教員による訪問指導を充実させていく。

#### **経営教育学部**

##### **《経営教育学科》**

平成 28(2016)年度より、さらに産学連携実践的教育の充実を図る。大阪経営合理化協会との連携講座を「家業継承計画論」と題して有名企業経営者の寄附講座とする。これにより、オムニバス形式で多様な家業継承に関する専門家をゲストティーチャーとして招聘する。また、本学科学生の希望就職先として多数を占める販売ビジネス、フードビジネス、不動産ビジネスに特化した科目を新設する。これらの科目は大手企業実業家を講師として招き、体系的実践的な内容になっている。以上により、本学科学生就職支援が一層強化できる。

#### **教育学研究科**

英語英文学教育専攻は、近年入学者がおらず平成 28(2016)年度も入学者 0 名であった。こうした状況から、平成 29(2017)年度に向けて改組を計画している。本来の英語教育だけではなく、国際関係の諸問題を多角的に探究し、グローバル・イシューに多面的にアプローチする研究を行うため、専攻名称及び内容について改組を検討している。これにより今

後は、グローバル化する世界を総合的に理解することのできる専門の研究者の育成を目指すこととなる。

## 2-3 学修及び授業の支援

### 《2-3の視点》

#### 2-3-① 教員と職員の協働並びにTA( Teaching Assistant)等の活用による学修支援及び授業支援の充実

##### (1)2-3の自己判定

基準項目2-3を満たしている。

##### (2)2-3の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

###### 大学全体

本学は少人数密着教育を長きにわたり実施しており、1・2年次の「基礎演習」は1クラス20名程度、3・4年次の「専門演習」は数名から平均10名程度で編成され、担当教員は「担任」として、各センター等の職員と緊密に連携しながら学生の指導にあたっている。また、本学では毎年学期の初めに、履修説明と履修登録の指導を、学生部、教務部及び教職教育支援センターの職員と「基礎演習」「専門演習」担当教員が協力して行っている。履修指導は『学生便覧』による指導とともに、教職員が共通理解のもとで履修指導が行えるように『履修資料《教員資料》』を作成し、通常の履修指導はもとより、再履修に関する詳細な指導も担任から行えるようにしている。

このようなシステムによって、教職員と学生は円滑で望ましい関係を構築できているが、一部学生の中途退学を完全に防ぐまでには至っていない。中途退学者の要因は、学納金支払い困難という経済的事情、家庭内の問題、さらに大学生生活不適合、専門学校への転学や就職への進路変更、体調不良等に大別される。経済的理由に対しては、学納金の延納や分割の方法によって対応を行い、中途退学防止に努めている。進路変更、大学生生活不適合、体調不良に対しては、「基礎演習」「専門演習」担当者が担任として学生部・教務部・教育相談所と連携を図りながら、学生本人に指導・アドバイスをし、必要に応じて保護者と連絡を取り、問題の解決に学生とともに取り組んでいる。

授業の出席状況について、全ての授業科目の出欠データを教務課で一括管理し、毎月初めの「基礎演習」「専門演習」の授業日に合わせて、各クラスの全学生の出欠情報を指導資料として担任教員に配付している。欠席が続く学生に対しては、状況の確認・把握や面談・指導等、早期に対応することができ、授業支援の充実につながっている。

TA制度については、本学ではまだ全学的な実施には至っていない。一部の「専門演習」では、担当教員が受け持つほかの授業の補助を専門演習所属学生に依頼しているケースもあるが、授業支援としての組織的な取り組みではない。今後ますます多様化することが予想される学生への支援は緊急の課題であり、その対策のひとつとして現在積極的に検討中である。

## 研究科

教育学研究のどの専攻においても、学部同様に毎年度初めに履修指導期間を設け、指導教員と職員がともに単位修得状況を確認しながら大学院生への履修指導を行っている。また、指導教員は、オフィスアワーという学内での定められた時間の枠を超えて、密に連絡を取りながら、懇切丁寧に大学院生へ研究状況の点検とアドバイスといった個別指導を行っている。

### (3)2-3 の改善・向上方策（将来計画）

本学では履修指導及び履修登録を教職協働で行う体制を整えている。学生と教職員がコミュニケーションを交えながら個別の指導にあたることで学生の現状が把握でき、リアルタイムに指導することができる。全体の履修指導だけでなく、丁寧な個別指導を行うことによって、大学生活への適応支援や履修登録ミス防止の効果が得られていると判断している。

今後は、多様化する学生の要望に対応するために、TA 制度や学修支援の導入を計画する。中途退学者への対応について、「基礎演習」や「専門演習」の担当教員と職員との連携とともに、部活動の指導者を交え、学生の単位修得状況や出席状況を把握しながら指導を強めていく。また、オフィスアワー制度については、全学的に実施しているものの制度に対する学生の理解と活用が十分でない。今後はオリエンテーションでの案内だけではなく、制度を活用する利点等を含め、講義の中でも各担当者から周知を徹底していく。

## 2-4 単位認定、卒業・修了認定等

### 《2-4 の視点》

#### 2-4-① 単位認定、進級及び卒業・修了認定等の基準の明確化とその厳正な適用

##### (1)2-4 の自己判定

基準項目 2-4 を満たしている。

##### (2)2-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

### 学部全体

単位認定、進級及び卒業・修了認定等の基準については、入学時に学生に配付される『学生便覧』の「芦屋大学学則（抄）」第 5 章卒業要件、資格取得、単位及び学士号第 7 条以降に明記されている。また、毎年度初めに実施される履修登録説明においても、卒業要件について学生に周知徹底している。併せて配付される『シラバス』においても、「学生に対する評価」として各科目の成績評価方法を明記している。

進級については、2 年次終了時の合計取得単位が 24 単位未満の学生には、上級学年の科目取得申請ができないものとし、実質的な留年措置としている。

また GPA 評価を部分的に導入し、その評価を特待生制度や奨学金制度の審査資料としている。このため正確な審査資料が必要となり、各学期において講義回数が 5 回を超えた時期に履修科目取り消し期間を設定し厳格な成績評価に取り組んでいる。

卒業判定については、在籍期間を満たし所定の単位を修得した者を学部教授会の議を経

て学長が卒業を認める。したがって、認定基準等は組織的に策定され、学生に周知されていることで明確化がなされている。

## **研究科**

大学院においても、入学時に配布している『大学院便覧』をもとに、毎年度初めに履修登録の説明会を行い、修了認定の基準の周知がなされている。その際、教員と職員の教職協働のもとで大学院生の単位修得状況を把握しながら履修指導と研究指導の修学支援を実施している。成績評価について、『大学院便覧』の科目別授業概要に「成績評価の方法と基準」を明記し周知している。

論文審査及び認定については、1年次の段階で論文の中間報告を行い、翌年度には仮審査を実施し、研究論文の提出まで継続的に指導している。

仮審査においては、主査1名副査2名による口頭試問を行っている。本審査においても主査1名副査2名による口頭試問を行うことによって審査される。そのうち本審査の結果について大学院委員会において論文の審査報告をし、単位修得、論文の合格、そのほか学会等での研究者としての評価を大学院委員会の議を経て学長が修了を認める。したがって、大学院においても認定基準は組織的に策定され、周知されていることで明確化がなされている。

### **(3)2-4の改善・向上方策（将来計画）**

単位認定、進級及び卒業・修了認定等の基準は明確化され、その厳正な適用は組織化・構築化されている。しかし、学生が十分に認定の基準を理解し、卒業や修了に向けて履修登録及び学修をしているかは明確でない。今後、学生が卒業認定や評価の基準を十分かつ明確に理解したうえで、計画的に学修ができる指導体制を整える取り組みを行う。

## **2-5 キャリアガイダンス**

### **《2-5の視点》**

#### **2-5-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する指導のための体制の整備**

### **(1)2-5の自己判定**

基準2-5を満たしている。

### **(2)2-5の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）**

本学は「人それぞれに天職に生きる」の建学の精神のもと、学生一人ひとりが「天職」を見出し、やりがいのある仕事に就けるよう、教育課程内外を通じてキャリア教育を充実させている。

#### **1) キャリア教育の支援体制**

学生の多様な希望進路やニーズにきめ細かく対応し、キャリア形成を支援するため、教職教育支援センター、国際交流センター、就職部の強化を図っている。併せて、スポーツ教育センターを設けている。各センター等の役割分担は以下のとおりである。



### 1. 教職教育支援センター

教職教育支援センターは教職教育の研究と支援を目的として平成 17(2005)年に開設された。教員を志す学生を対象に、教職課程科目担当教員と連携して、①教育実習や介護等体験のサポート、②『履修カルテ』の作成・配付および指導、③学校ボランティアや幼稚園インターンシップ、私立幼稚園合同説明会等の情報提供と参加の促進、④公立学校教員採用試験関連情報の提供と採用試験対策の個別指導、⑤本学卒業の現職教員を招いての講演会開催、⑥教育関連の各種資料の提供等を行っている。

### 2. 国際交流センター

国際交流センターは、国際的な知識・視点・対話能力等を備えた人材の育成と、国際交流を通じた地域と世界への貢献を目的として、平成 17(2005)年に設立された。語学力向上を目的として①外国語でのおしゃべりサロン(チャットランチ)の開催、②学内 TOEIC IP テストの実施(年 2 回)、③日本語能力試験や学外 TOEIC や TOEFL の受験の推奨等を行っている。キャリア支援については就職部と協働し、留学生の就職指導やインターンシップへの参加を実施し、卒業後も就活のための特定活動資格取得に協力している。

### 3. 就職部

就職部は平成 26(2014)年度まで「キャリア支援センター」であったが、名称変更とともにカウンセラーの増員や利便性を高める取り組み等を行い、より充実した就職指導ができるようになった。教職志望以外の学生に対し、就職に対する相談・助言を積極的に行っている。具体的には①就職サイトの登録・閲覧方法の指導や履歴書・エントリーシート・小論文(作文)等の添削指導、②模擬面接指導、③インターンシップの実施、④就職セミナー等の開催、⑤求人会社の開拓及び就職紹介と求人情報の収集、⑥就職状況の調査等を行っている。

進路の選択に関する取り組みとして、3 年次には全学生を対象に「就職ガイダンス」「履歴書書き方講座」、さらに内定を獲得した 4 年生を招き「就活スタート講座」を行っている。3 年次の 3 月には「警察・自衛官採用説明会」、4 年次の 4 月には「ハローワーク登録会」も開催。また、年間を通じて 4 年生には「学内企業採用説明会」「ハローワーク相談・登録会」、全学生を対象として「SPI 試験対策講座」「筆記試験対策模試」等を実施している。3 年次の 12 月と 4 年次の 6 月には全学生を対象とした個別面談を一名につき 20～30 分程度実施している。学生の就職状況の把握と就職活動に関する不安の解消に努め、各種セミナーや説明会への参加も呼びかけている。個別相談は随時受け付けており、常時配置されているキャリアカウンセラーが相談・助言や面接指導にあたっている。またインターネットで求人を見ることができるパソコンも 6 台配置している。

インターンシップに関する取り組みとしては、本学が独自に行う学内推薦インターンシップ以外に、兵庫県経営者協会や大学コンソーシアムひょうご神戸が主催するインターンシップとも連携し、国際交流センター等と協力しながら、学生へのインターンシップ参加を促している。

### 4. スポーツ教育センター

スポーツ教育センターは学生部と緊密に連携しながら学生指導にあたっている。国内トップレベルの指導者によるクラブ活動の活性化のほか、中学校・高等学校の保健体育教員



を目指す学生の指導、スポーツリーダーやジュニアスポーツ指導員等の育成、スポーツ産業や関係団体で活躍できる人材の養成を目的として、スポーツ教育や指導計画の立案、外部講師を招いてのトレーニング実践等を行っている。

## 2) 段階的なキャリア教育科目の充実

教育課程におけるキャリア教育として、経営教育学部では平成 27(2015)年度より、1年生から3年生までの段階的なカリキュラム構成によるキャリア教育科目(6科目)を新規開講した。このキャリア教育の実施により、学生の職業選択の動機づけを推進する導入教育から、卒業後の社会的・職業的自立に結びつける就業教育まで、学年進行に応じて段階的な教育課程を整備することができた。1・2年生に対しては、15名程度で編成される「基礎演習」において、学生が自ら目的意識を持って将来計画に沿った職種や進路を考えるきっかけとなるよう、各業界の第一線で活躍している企業経営者、本学卒業の実業家、就職して数年以内の先輩らをゲストティーチャーとして招き、生の声を直接学生に聞かせている。経営マネジメントコースでは、平成 27(2015)年度から開講済のキャリア教育科目に加え、産学連携での実践的教育として、家業継承見込、企業等就職、起業等、学生の進路や希望分野別にニーズに対応した科目を充実させている。経営教育学部には多彩なコースが設置されており、各コースの横のつながりも整備されているため、在学途中で進路変更を希望する学生にも柔軟かつ弾力的に対応することが可能である。3・4年次の「専門演習」も概ね10名程度で編成され、2年間の密着した少人数教育により、卒業研究の指導と併せ、勤労観や職業観を醸成する指導を行っている。

## 3) 学生情報共有システムの活用

本学では、教育課程内外にわたって教員と職員が協働して学生を指導する体制を整備しているが、これらの指導を有効に機能させるため、学生情報共有システム「芦屋大学リアルタイムサポートシステム」を利用している。このシステムは、文部科学省の補助を得て構築したもので、学生一人ひとりについて入学時からの学業情報や進路情報、相談・指導データ等を蓄積し、学生指導にあたる教職員が随時閲覧できるようになっている。学生は携帯電話(Eメール)を利用して、場所や時間の制限なく相談事項を送信することができ、教職員はリアルタイムに対応することができる。学生の情報を共有することにより、今までの履歴やほかの教職員が行った指導内容を把握でき、より効果的かつ迅速な指導が可能になっている。

### (3)2-5の改善・向上方策(将来計画)

近年は民間企業を希望する学生の就職率が90%程度で推移していることから、学生の支援に関しては各センター間の連携と強化はされているといえる。就職を希望する学生へのサポートも、カウンセラーの増員や就職ガイダンス等の各種セミナー、正課外での筆記試験対策講座・SPI対策模擬試験等の開催、就職環境の変化に対する情報収集等、今まで以上に詳細に対応できるようになった。また、キャリア教育の導入により、初年次から職業観に対する意識づけを行っており、3年次のインターンシップへの参加呼びかけ等で、より具体的な将来像を持つことができている。

しかし一方ではプロスポーツ選手を目指す学生も出てきており、学生の希望進路の多様化、「就職率 100%（就職を希望する学生）」という目標、そして就職後のミスマッチ防止、という観点で見ると、十分な対応ができていないとはいえない。そのため、各センターの役割の明確化と、各センター間の情報共有、スポーツ教育センターのキャリア支援体制をいっそう強化するとともに、教授会や学科会議においても情報と目標を共有し、教職員全員で学生を支援するような全学的な体制を構築していく。

## 2-6 教育目的の達成状況の評価とフィードバック

### 《2-6 の視点》

#### 2-6-① 教育目的の達成状況の点検・評価方法の工夫・開発

#### 2-6-② 教育内容・方法および学修指導等の改善へ向けての評価結果のフィードバック

### (1) 2-6 の自己判定

基準項目 2-6 を満たしている。

### (2) 2-6 の自己判定の理由（事実の説明および自己評価）

#### 2-6-① 教育目的の達成状況の点検・評価方法の工夫・開発

##### 1) 授業アンケートによる点検

教育目的の達成状況を点検・評価および改善するため、全学で 1 年に 2 回（前期と後期の授業終了時）、履修学生 10 名以上の授業（「大学生活入門」と「基礎演習」と「専門演習」を除く）を対象に授業アンケートを実施している。このアンケートには学生向けと教員向けの 2 種類がある。

学生による授業アンケートでは 12 の質問項目がある。授業の方法や内容や運営等に対して学生が 5 段階（5 強く思う・4 そう思う・3 どちらともいえない・2 そう思わない・1 全く思わない）で回答するような質問項目（「シラバスでは授業の目標や内容や評価方法がわかりやすく書かれていた」「開始・終了時刻が守られていた」「教員の話し方は理解しやすかった」「板書の仕方や教材の使い方は適切だった」「教員は学生の質問や発言に適切に対応していた」「教室内の学習環境は私語等がなく、適切に保たれていた」「教員の熱意を感じた」）だけでなく、学生が自身の受講態度を振り返りながら 5 段階で回答するような質問項目（「自分の出席状況」「この授業のルールを守った」「意欲的に取り組んだ」「この授業を受けて知識が深まったり能力が高まったりした」「この授業には満足できた」）も含まれている。また、授業のよかった点や改善したほうがよい点について、学生が自由に記述できるような欄もある。

教員による授業アンケートにも 12 の質問項目がある。受講学生の様子を振り返りながら 5 段階（5 強く思う・4 そう思う・3 どちらともいえない・2 そう思わない・1 全く思わない）で回答するような質問項目（「学生の出席状況」「学生はこの授業のルールを守っていた」「学生は意欲的に取り組んでいた」「学生はこの授業を受けて知識が深まったり能力が高まったりした」「学生はこの授業に満足していた」）だけでなく、教員自身の授業の方法や内容や運営等について 5 段階で回答しながら反省できるような質問項目（「わかりやすくシラバスに授業の目標や内容や評価方法を書いた」「開始・終了時刻を守

った」「学生が理解しやすいように話した」「板書の仕方や教材の使い方は適切だった」「学生の質問や発言には適切に対応した」「私語等がないように教室内の学習環境を保った」「熱意を持って取り組んだ」)も設けられていた。

このように授業アンケートは、学生向けでも教員向けでも、教育目的の達成状況や学生の満足度を点検および評価できるように工夫されている。アンケートの結果は、自己点検用データとして各教員にフィードバックされ、教育内容・方法および学修指導等の改善に役立っている。

表 2-6-1 平成 27(2015)年度 学生による授業アンケート

		前期		後期	
		人数	%	人数	%
基礎 教養 科目	教員の熱意を感じた	497	78	272	78
	自分の出席状況はよかった	512	81	254	73
	授業に意欲的に取り組んだ	497	78	264	76
	授業には満足できた	483	76	257	74
保健 体育 科目	教員の熱意を感じた	104	94	20	77
	自分の出席状況はよかった	89	80	19	73
	授業に意欲的に取り組んだ	99	89	20	77
	授業には満足できた	99	89	19	73
外国 語科 目	教員の熱意を感じた	220	80	108	82
	自分の出席状況はよかった	201	73	92	70
	授業に意欲的に取り組んだ	214	78	100	76
	授業には満足できた	213	77	102	77
専門 教養 科目	教員の熱意を感じた	2,600	77	2,285	79
	自分の出席状況はよかった	2,622	78	2,226	77
	授業に意欲的に取り組んだ	2,588	77	2,304	80
	授業には満足できた	2,556	76	2,290	79

(注) 5段階のうち「5 強くそう思う」と「4 そう思う」を数に入れている。

平成 27(2015)年度の学生向け授業アンケートの結果【表 2-6-1】を見れば、授業に意欲的に取り組んだ学生の割合はおよそ 8 割であり、教員の熱意を感じた学生の割合も 8 割を超えていた。出席状況のよかった学生の割合は、外国語科目で約 72%、そのほかの科目では 8 割前後であり、授業に意欲的に取り組んだと述べている学生の割合とほぼ釣り合っている。授業満足度については、基礎教養科目でも保健体育科目でも外国語科目でも専門教養科目でも 8 割前後の学生が満足できたと述べており、一定の成果があったと評価できる。

## 2) 免許状・資格取得状況について

本学の教員免許状取得状況は【表 2-6-2】および【表 2-6-5】のとおりである。本学の教育実習では、その参加要件を各学科の内規に定め、それに従って参加資格を判定するような制度が確立されている。「社会・地理歴史・公民教育実習」や「保健体育教育実習」、「英

語科教育実習」、「技術科教育実習」、「情報科教育実習」、「幼稚園教育実習」、「小学校教育実習」、「特別支援教育実習」では、実習該当年までの単位修得状況および成績評価等を基準にして、参加資格を判定している。

臨床教育学部教育学科の心理学コースでは、学生が身につけてきた心理学の専門知識を確認するためにも認定心理士の資格取得を推奨している。

臨床教育学部教育学科のスポーツ教育コースでは、体育系資格に必要な科目を修得すれば、その資格を取得できる。そのような資格としては、スポーツリーダー（公益財団法人 日本体育協会の発行）と初級障がい者スポーツ指導員（公益財団法人 日本障がい者スポーツ協会の発行）の資格や、アシスタントマネージャー（日本体育協会の発行）とジュニアスポーツ指導員（日本体育協会の発行）と健康運動実践指導者（公益財団法人 健康・体力づくり事業団の発行）の受験資格がある。

臨床教育学部の教員免許状以外の資格取得状況は【表 2-6-3】のとおりである。

表 2-6-2 教員免許状取得状況（臨床教育学部）

		教育学科						取得者数（人）
年度	卒業者	高等学校 教諭 一種 免許状  地理 歴史	高等学校 教諭 一種 免許状  公民	高等学校 教諭 一種 免許状  保健 体育	中学校 教諭 一種 免許状  社会	中学校 教諭 一種 免許状  保健 体育	中学校 教諭 一種 免許状  技術	
2011	6	2	2	2	2	1	—	
2012	25	2	2	12	3	12	1	
2013	36	—	—	12	1	11	1	
2014	54	2	2	24	3	22	3	
2015	71	—	—	43	—	37	3	

（注）本学では高等学校教諭一種免許状（地理歴史）の付与が廃止されたため、平成28(2016)年度の新入生からはそれを取ることができない。

		国際コミュニケーション教育科		取得者数（人）
年度	卒業者	高等学校教諭 一種免許状（英語）	中学校教諭 一種免許状（英語）	
2011	13	2	2	
2012	14	—	—	
2013	7	—	—	
2014	14	—	—	
2015	11	—	—	

（注）国際コミュニケーション教育科は平成25（2013）年度から募集停止。平成28（2016）年5月現在、国際教養学コースとして教育学科に組み込まれている。

取得者数（人）

児童教育学科				
年度	卒業生	小学校教諭 一種免許状	幼稚園教諭 一種免許状	特別支援学校 一種免許状
2011	29	15	7	—
2012	25	9	12	—
2013	22	12	6	4
2014	25	16	10	8
2015	24	12	4	4

表 2-6-3 教員免許状以外の資格の取得状況（臨床教育学部教育学科）

取得者数（人）

教育学科						
年度	卒業生	認定 心理士	スポーツ リーダー	初級 障がい者 スポーツ 指導員	アシスタント マネー ジャー	ジュニア スポーツ 指導員
2011	6	2	—	—	—	—
2012	25	—	—	—	—	—
2013	36	—	2	—	—	—
2014	54	3	—	—	—	—
2015	71	1	7	2	1 (※)	3 (※)

(※) 修了証（受験資格）取得

2級自動車整備士の国家試験には、経営教育学部経営教育学科の学生が合格してきた【表 2-6-4】。この試験のここ8年の合格率を見れば、平成 20(2008)年と平成 22(2010)年が著しく低く、平成 23(2011)年も高くはなく、平成 26(2014)年には出願者がいないが、そのほかの年は高い。今後は、合格率が高かった年に効果的だった学修支援方法を継続させ、合格率が低かった年については、その失敗の原因が何だったのかを分析し、同じ失敗を繰り返さないように努める。

経営教育学科には留学生もおり、本学の国際交流センターは、そのような留学生が日本語能力試験の1級合格を目指して着実に学ぶように指導してきた。

表 2-6-4 2級自動車整備士合格者数（率）の推移

年	出願者数（人）	合格者数（人）	合格率（％）
2008	8	3	37.5
2009	9	9	100
2010	3	1	33
2011	5	3	60
2012	4	3	75
2013	1	1	100
2014	—	—	—
2015	4	3	75

表 2-6-5 資格免許取得状況（経営教育学部経営教育学科）

		経営教育学科					取得者数（人）
年度	卒業者	高等学校 教諭一種 免許状 (情報)	中学校 教諭一種 免許状 (技術)	高等学校 教諭一種 免許状 (保健体育)	中学校 教諭一種 免許状 (保健体育)	2級 自動車 整備士	
2011	19	—	1	—	—	3	
2012	29	2	2	—	—	3	
2013	43	1	2	1	1	1	
2014	54	1	5	—	—	—	
2015	69	3	10	1	2	3	

### 3) 就職状況について

平成 27(2015)年度の卒業生の就職状況は、平成 28(2016)年 5 月現在、臨床教育学部では教育学科 75.4%、児童教育学科 63.6%、国際コミュニケーション教育科 60.0%、経営教育学部経営教育学科では 75.4%である。進学等も含めた就職率は、このように 62.3%であり、よいとはいえない。これは、公立学校の教員採用試験に合格しなかった者が含まれている就職率だからである。しかし、民間への就職希望者の就職率は平成 28(2016)年 5 月現在、留学生を含めれば 86.7%、留学生を含めなければ 90.3%であり、民間での就職状況はよいといえる。

#### 2-6-② 教育内容・方法および学修指導等の改善へ向けての評価結果のフィードバック

履修者 10 名以上の授業（「大学生活入門」と「基礎演習」と「専門演習」を除く）については、全学で毎学期終了時に学生向けの授業アンケートを実施し、そのアンケート結果を各教員にフィードバックすることによって、教育方法の改善を促している。そして学長と学部長が各教員のアンケート結果を確認し、問題がある場合は学長が個々に教員を呼び出し、事情を聴きながら指導してきた。各教員は、このフィードバックの結果等を授業改善の参考にするとともに、教員向けの授業アンケートに記入することによって、受講学生の反応と自身の授業のあり方を振り返ることができる。

また、平成 27(2015)年度の後期には授業活性化委員会が教員に対して授業活性化委員会アンケートを実施した。その授業活性化委員会アンケートでは、平成 27(2015)年度前期の授業アンケートをどのように活用したのか等について質問している。この授業活性化委員会アンケートの結果は教授会で報告され、各教員の教育内容・方法および学修指導を改善するための参考になった。

なお、教務部に寄せられる情報の中で重要なものは学長と授業活性化委員会委員長に報告されるため、本学の教育および学修の課題について、授業活性化委員会が検討できるようになっている。その検討の結果は学長に伝えられ、学長は必要に応じて担当部署や担当者に指示を出し、教育内容・方法および学修指導を改善してきた。

### (3)2-6 の改善・向上方策（将来計画）

教育目的の達成を点検する方法としては授業アンケートを継続するとともに、新しい点検方法についても検討を進める。授業アンケートで得られたデータを各教員がどのように活用しているかは、授業活性化委員会アンケートによって確認できたのだが、授業アンケートの結果を授業活性化の指標として使いながら、組織的検討課題の抽出とそのような課題への対応をさらに進めていく。

そして平成 27(2015)年度の授業活性化委員会アンケート結果からは、本学の教育の課題、たとえば、読書の習慣がない学生もいる、学生が物事の調べ方を身につける必要がある、学生の中に意欲の差がある、といったことも浮かび上がった。そのような課題の解決については、授業活性化委員会が先頭に立つだけでなく各学科会議や学部教授会でも検討を進める。

また、教員免許状取得のための教育実習については、各学科の内規で定められている参加資格要件を実情に沿う形で見直すことも必要に応じて進める。

## 2-7 学生サービス

### 《2-7 の視点》

#### 2-7-① 学生生活の安定のための支援

#### 2-7-② 学生生活全般に関する学生の意見・要望の把握と分析・検討結果の活用

### (1)2-7 の自己判定

基準項目 2-7 を満たしている。

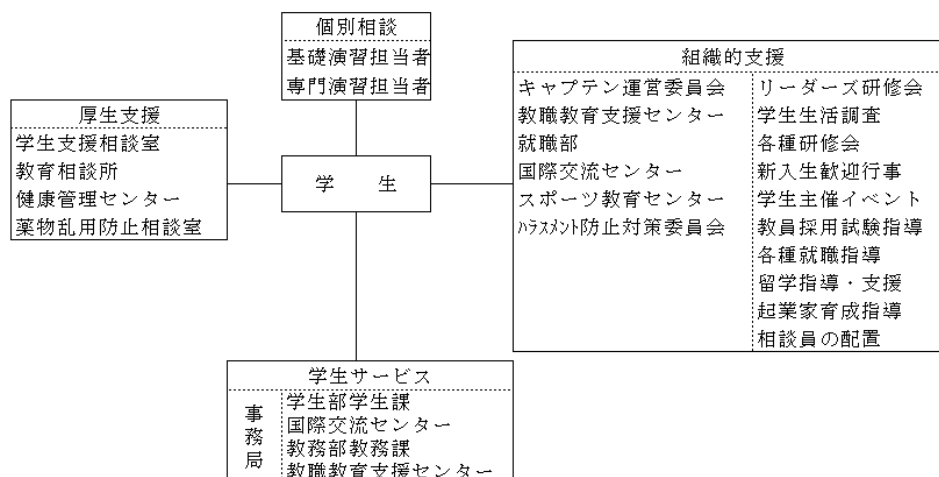
### (2)2-7 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

#### 2-7-① 学生生活の安定のための支援

##### 1) 学生サービス、厚生補導組織の設置と適切な機能

本学の学生サービス、厚生補導のための組織体制は、【図 2-7-1】に示すとおり、学生部を中心とする学生サービスのための事務局、教職員および各センター等による組織的支援、基礎演習および専門演習担当者による個別相談、健康管理センターを中心とする厚生支援とで構成されている。

図2-7-1 学生サービス・厚生補導体制組織図



事務局は学生部に置き、様々な業務を通して学生支援に取り組んでいる。具体的には、学生の自治組織であるキャプテン運営委員会への指導と助言、基礎演習および専門演習担当者との連携、学生の個別相談窓口、新入生オリエンテーションや歓迎行事の実施、課外活動への支援、学園祭・スポーツ大会・卒業記念パーティー等諸行事の実施、経済的な支援を必要とする学生への対応、下宿学生(単独世帯)の個別相談、教育相談所・健康管理センターとの連携、学生生活調査の実施と分析等を行っている。

学生支援相談室では学生生活の様々な局面で学生に対応し、学生の諸問題に対して指導・助言するとともに、必要に応じて専門家によるカウンセリング等の支援も行っている。

留学生および留学希望学生に対しては、国際交流センターが支援と指導を行っている。具体的には、海外大学留学生の派遣と受入（出入国管理、宿舍確保、渡航手続き等）、奨学金申請・受給手続き、韓国提携大学との短期文化研修の実施、語学力向上を目的とした外国語でのおしゃべりサロン（チャットランチ）の開催や学内 TOEIC IP テストの実施（年 2 回）、各種語学検定受験の推奨、国際交流情報の収集・提供や関連図書や英字新聞の配架・貸出等を行っている。留学生の危機管理には特に注意を払い、派遣留学生とは常に連絡を取り合い、留学先大学や保護者との連絡を密にし、受入留学生については基本情報カルテを作成し、所在を明らかにするため出国届を義務付けている。留学生には、充実した学生生活を送れるよう『留学生ガイドブック』を作成配布しているほか、教職員・一般学生との交流を図る歓迎会やクリスマス会の開催、また日本文化理解のため地域文化施設の無料パス配布等を行っている。

## 2) 学生に対する経済的支援

学生に対する経済的な支援として、本学独自の「福山奨学金」と「芦屋学園奨学金」がある。「福山奨学金」は学業・人物ともに優れ、経済的理由により修学が困難な学生を対象に、支給奨学金として年額 36 万円を支給するもので、卒業後の返還の義務はない。「芦屋学園奨学金」は修学の熱意があるにも関わらず経済的理由によって修学が困難な学生を対象に、年間授業料及び施設費のうち 25%以上を減免する授業料減免奨学金（返還の義務なし）と、本学と提携している金融機関等の教育ローン適用者に対して授業料のための資金借入の際に発生する利子を補給する利子補給奨学金（返還の義務なし、ただし元本は返還の義務あり）がある。奨学金の交付期間は当該年度限りであるが、次年度以降も再度選考を受けることは可能である。また、日本学生支援機構の奨学金については、募集・面接のほか事務手続きを学生部が行っている。

## 3) 課外活動の支援

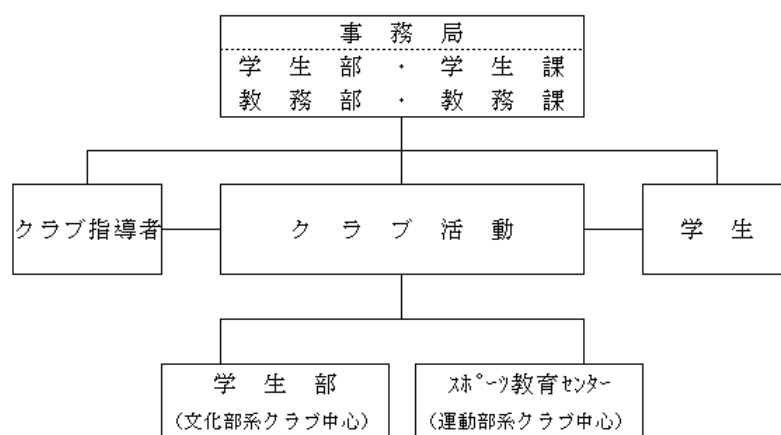
課外活動の中心は、前述のキャプテン運営委員会活動とクラブ活動、同好会活動である。現在、文化系・運動系のクラブ、同好会等の公認団体が 34 団体あるが、専任の教職員が【図 2-7-2】のような体制を構築し、また顧問・監督として各団体を支援している。学生部の支援のもと、キャプテン会議（隔月）を開催し、キャプテン運営委員会活動や各クラブ活動の円滑な連携と活性化を図るとともに、リーダーズ研修会（毎年 1 回）を開催し、学生のリーダーとしての自覚を促している。

各クラブにはクラブ助成費を毎年支給する支援体制が整っている。運動系強化クラブは



スポーツ教育センターが、そのほかのクラブについては学生部が助成費配分計画を行っているが、運動系強化クラブの特待生を対象とする手厚い支援は各種大会における優秀な成績に結びついており、成果を上げている。平成 27(2015)年度からは寮費補助金を各強化部に分配し、県外出身のスポーツ特待生の中から選抜された学生を対象に給付している。また、学園祭開会式典では毎年クラブ活動や学外活動にて顕著な成績を修めた者を顕彰しているが、平成 27(2015)年度より当該部活動においてはスポーツ活動実績優秀者給付奨励金（表彰・奨励金）を設けた。

図2-7-2 課外活動への支援体制システム図



#### 4) 健康相談、心的支援、生活相談

本学では健康管理センター、教育相談所、そして学生部が窓口の学生支援相談室を設置して、それぞれが常に連携を取りながら健康相談、心的支援、生活相談等を行っている。

健康管理センターが健康診断を定期的に行い、学生の健康管理にあたっているほか、健康増進のためのセミナー等も年度初めに開催している。また、夏期のクラブ活動中の事故を未然に防ぐため、熱中症の予防と対処法についての講習会を実施し、クラブ責任者の参加を義務づけている。

また、近年大流行し社会問題となった麻疹については、麻疹抗体検査（麻疹 IgG 検査）やワクチン接種等を受けるように強く啓蒙するとともに、学生及びその保護者に麻疹についての調査を行い、集団感染予防対策を徹底している。

教育相談所では専門のカウンセラーが相談にあたっている。生活相談については、基礎演習または専門演習担当者が対応するほか、学生部の窓口や学生支援相談室においても相談を随時受け付けている。

健康管理センターと教育相談所との連携を密にするため、月 1 回、衛生委員会を開催している。また、ハラスメント防止対策委員会や個人情報保護委員会も設置し、快適で安心な学生生活を送れるよう支援している。

#### 2-7-② 学生生活全般に関する学生の意見・要望の把握と分析・検討結果の活用

学生の意見等を汲み上げるシステムとしては、学生生活調査、キャプテン運営委員会、各種行事アンケート、そしてクラブ顧問監督会議があり、適切に機能している。

4年に1回実施している学生生活調査では、学生生活における「満足度」を測る18項目を設定し、学生が日常的に抱えている問題、不安や悩み事等を把握することができる。調査結果の推移は、本学学生の傾向や変化を具体的に示すものであり、この定期的な調査は学生指導や学習支援の改善・向上を図るうえで重要な役割を果たしている。

年6回開催されるキャプテン運営委員会ではクラブ等に所属していない学生たちの意見も含めて汲み上げられる。また、新入生歓迎行事やリーダーズ研修会等の学内行事を実施した際には必ずアンケートを行い、学生の意見や要望に具体的に対応できるよう、学生課が学内各部署に伝達し改善にあたっている。

クラブ顧問監督会議では、各クラブの顧問監督とキャプテン、学生部のスタッフがクラブ活動に関する様々な課題について審議し、改善を図っている。

### **(3)2-7の改善・向上方策（将来計画）**

今後、学生の多様化が進み、学生生活の諸問題もますます複雑になり、多岐にわたることが予測できるため、これまで以上に支援体制を整備・強化する必要がある。今後は学生生活調査の実施を2年に1回とし、より広く学生の意見等を汲み上げ、学生の意識と学生生活の実態を把握し、その調査結果を学生支援の充実と改善に役立てるように計画している。

本学独自の奨学金制度や学業特待生制度を設立したことにより、その選考過程で経済的に困窮している学生が数多く在籍していることが判明した。この状況を十分に踏まえたうえで、今後の対応策を検討していく必要がある。基礎演習や専門演習担当教員と各委員会、学生部との連携をいっそう緊密にし、学生の現状把握に努める。また、学生サービス・厚生補導のあり方については、今後も継続して日本私立大学協会等による研修会に積極的に参加し、教員と職員とが両輪となって学生サービスの体制を支えていく。

## **2-8 教員の配置・職能開発等**

### **《2-8の視点》**

#### **2-8-① 教育目的および教育課程に即した教員の確保と配置**

#### **2-8-② 教員の採用・昇任等、教員評価、研修、FD(Faculty Development)をはじめとする教員の資質・能力向上への取り組み**

#### **2-8-③ 教養教育実施のための体制の整備**

### **(1)2-8の自己判定**

基準項目2-8を満たしている。

### **(2)2-8の自己判定の理由（事実の説明および自己評価）**

#### **2-8-① 教育目的および教育課程に即した教員の確保と配置**

大学設置基準では、学部の種類および規模に応じて必要な専任教員数が定められている。そのような所定の専任教員数は、本学の臨床教育学部教育学科が6名（うち教授が3名以上）、臨床教育学部児童教育学科が6名（うち教授が3名以上）、経営教育学部経営教育学科が10名（うち教授が5名以上）だが、本学の各学科では、それ以上の教員数を確保

および配置し、教授の人数も不足していない。大学院（教育学研究科）の教育学専攻は、指導教員に関し設置基準上必要数3名以上に対し現状3名、指導補助教員に関しても設置基準上必要数3名以上に対し現状3名、技術教育専攻も同様に、設置基準上必要数3名以上に対し3名と、ともに大学院設置基準に定められている以上の教員数を確保および配置している。ただし、英語英文学教育専攻については、指導教員2名、指導補助教員1名と、基準の3名以上をともに満たしていない。これは、前述したように、現在この専攻の名称及び内容を、国際関係の諸問題を多角的に探究し、グローバル・イシューに多面的にアプローチする専攻へ改組を検討しているため、改組が確定するまで前年度末で退職した教員の補充は見送っていることによる。なお、教育研究上の支障がないため、学部の教員が大学院の教員を兼ねている。

大学全体の専任教員の分布は【表2-8-1】のとおりである。平成27(2015)年5月1日の時点と比べれば、中堅および若手の専任教員数は増えており、41～50歳で4名、31～40歳で2名、30歳以下で2名の増加である。しかし、教職教育を充実させるため、教育界での豊かな経歴と優れた業績を有する実務家の教員をこれまで迎えてきたので、どうしても61歳以上の専任教員の割合がやや大きくなってしまう。

表2-8-1 学科別教員分布表（平成28(2016)年5月1日現在）

単位：人

	臨床教育学部 教育学科				臨床教育学部 児童教育学科				経営教育学部 経営教育学科				合 計
	教 授	准 教 授	講 師	助 教	教 授	准 教 授	講 師	助 教	教 授	准 教 授	講 師	助 教	
68歳以上	2				1	2			1				6
65～67歳	2				2				1				5
61～65歳	4				1	2			7				14
56～60歳	3				1	1			3				8
51～55歳	2		1						6				9
46～50歳	3	2	1			2			1	1			10
41～45歳	1	1	2										4
36～40歳			1								1		2
31～35歳	1			1									2
30歳以下											1	1	2
計	18	3	5	1	5	7	—	—	19	1	2	1	62

特任教員	8	—	2	—	2	2	—	—	10	1	—	1	26
計	8	—	2	—	2	2	—	—	10	1	—	1	26

非常勤教員	—	—	27	—	—	—	27	—	—	—	39	—	93
客員教員	20	2	1	1	1	—	—	—	4	1	1	—	31
計	20	2	28	1	1	—	27	—	4	1	40	—	124

## 2-8-② 教員の採用・昇任等、教員評価、研修、FD(Faculty Development)をはじめとする教員の資質・能力向上への取り組み

教員の採用や昇任等については、「芦屋大学評議会規程」「芦屋大学教育職員資格審査規程」「芦屋大学教育職員資格審査規程細則」「芦屋大学大学院教育職員資格審査規程」に基づいて厳正に審査され、申請資格の適格性が判断される。とくに教員採用については、候補者の教育能力や研究能力はもとより、本学の建学の精神を理解しているかどうかも重視されている。なお、いずれの学科でも新任教員を採用するときは公募を実施している。

教員の資質や能力を向上させるための研修やFDについては、授業活性化委員会が企画立案している。平成27(2015)年度のFD研修会(授業活性化委員会講演会)としては、平成27(2015)年10月に「発達障害特性を持つ学生への対応」、フリースクールや中学校での教育というテーマをめぐって平成28(2016)年3月に「輝くために生まれてきたのだから」を開催した。学外で開催された高大接続研究会にも平成27(2015)年6月と12月の2回、学長と授業活性化委員会の複数の委員が参加し、その内容について学部教授会で報告した。この高大接続研究会に本学の教員が参加しているのは、文部科学省の高大接続改革実行プランに対応しながら本学の教育を改革するためである。

ほかにもFDの取り組みとしては、授業活性化委員会が研究授業および意見交換会を主催してきた。平成27(2015)年度は研究授業として前期に「スポーツ経営管理学」、後期に「生理学」と「経営学基礎論」が公開されている。研究授業の後には意見交換会が開かれ、研究授業を担当した教員が授業に対する考えや工夫を述べ、その考えや工夫について、研究授業を参観した教員が質問したり意見を述べたりして議論を深めた。

## 2-8-③ 教養教育実施のための体制の整備

本学で教養教育に該当するのは「基礎教養科目」と「外国語科目」と「保健体育科目」である。教養教育については、主に教務委員会が検討している。同委員会は、教務部長が委員長になり、各学科主任、教職教育支援センター長、教務部の次長および課長が構成員である。入学前教育や初年次教育や基礎教養教育について、問題点の改善に取り組んできた。

授業活性化委員会も教養教育の改善に取り組んでいる。同委員会は平成27(2015)年度、学生の基礎学力向上について検討した際、社会科や数学や理科の基礎学力を学生が改めて身につけられるように基礎教養科目の授業を工夫すればよいという結論に達した。そのような基礎学力を向上させるための基礎教養科目に該当するのは、「暮らしと法律」「暮らしと政治」「経済の仕組み」「社会と倫理」「日本の生活文化」「教養の数理」「環境と生物」「生活の化学」「生活の物理」等である。この検討の結論は、同委員会が学長に伝えた。

また、学生の英語力向上のため、全学規模でTOEIC受験を奨励している。

### (3)2-8の改善・向上方策(将来計画)

教員の確保および配置については、教育課程との整合性を慎重に見極めながら、中堅教員の育成と若手教員の補充を計画的に進めていく。その一環として、平成28(2016)年度4月には40歳代と30歳代の専任教員を新たに雇用する。それと同時に、学識や経験の豊かな教員が教職員を育成するような体制も確立していく。

教員評価については、平成 28(2016)年度に人事評価制度を立案し、平成 29(2017)年度にそれを導入する。この制度を運用するため、学長や学部長等で構成される教員評価委員会を設立する。同委員会は、毎年度末に各教員について、主に 3 つのポイント（教育、研究、高大連携）で点検および評価する。これまでも授業アンケートを実施してきたが、そのアンケートの結果は、各教員の授業改善のためにフィードバックするだけでなく、人事評価の参考データの一つとして利用する。この人事評価制度の目的は人材育成であるため、評価の結果は各教員に開示し、とりわけ教員の昇任に反映させる。

教員の資質および能力を向上させることについては、今後も FD 研修会や研究授業および意見交換会を充実させていく。また、授業活性化委員会は平成 28(2016)年度の授業目標を「学生の自主性を重んじる授業」と定め、それを達成するための工夫について検討する会議を主催する。その会議の開催を全教員に周知して参加を募り、教員の教育能力向上に取り組む。

教養教育については、基礎から段階的に学んで専門分野へと進めるような体系化をさらに推し進める。そして高大接続という点や新入生の学力および予備知識という点も考慮しながら、よりいっそう教養教育には力を注ぐ。

## 2-9 教育環境の整備

### 《2-9 の視点》

- 2-9-① 校地、校舎、設備、実習施設、図書館等の教育環境の整備と適切な運営・管理
- 2-9-② 授業を行う学生数の適切な管理

#### (1) 2-9 の自己判定

基準項目 2-9 を満たしている。

#### (2) 2-9 の自己判定の理由（事実の説明および自己評価）

##### 2-9-① 校地、校舎、設備、実習施設、図書館等の教育環境の整備と適切な運営・管理

芦屋市六麓荘町の校地は、大阪湾と大阪平野を望む六甲山麓に位置し、大学本館の 5 号館をはじめとして 7 校舎棟がある。校舎等建物の配置は【図 9-1】に示す。

学生および教職員の通学のため、芦屋市内各駅から六麓荘キャンパスまではスクールバスを運行している。また、教職員や来客のための駐車場とは別に、自家用車通学を希望する学生に対しては約 150 台収容の専用駐車場を設置している。

校地や校舎等の施設については、定員 1,000 名に対して大学設置基準に定められている面積を上回る広さを確保し、有効に活用している。

校舎・講堂・体育施設の敷地は 53,932 m<sup>2</sup>で、屋外運動場施設は、丘陵地に整備できなかったため、芦屋浜に 18,210 m<sup>2</sup>の芦屋学園グラウンドを整備し、合計 72,142 m<sup>2</sup>を所有している。

校舎等の施設は、講義室・演習室 2,585 m<sup>2</sup>、実験室・実習室 3,512 m<sup>2</sup>、研究室 1,492 m<sup>2</sup>、図書館 1,310 m<sup>2</sup>、講堂 900 m<sup>2</sup>、体育施設 3,383 m<sup>2</sup>、管理関係 17,139 m<sup>2</sup>を備え、合計 31,287 m<sup>2</sup>を所有している。

図書館（福山記念館新館）、体育館（福山記念館と第 2 体育館）、就職部、国際交流セン

ター、健康管理センター、教職教育支援センター、オーディオビジュアルセンター、LAN管理センター、技術研究棟、教育研究所といった施設では、専任の教職員が学生および教職員の研究や教育を活発にサポートしている。

図書館（閲覧者席数 146）は、大学と短期大学の共用施設として運営されており、購入図書の本数処理は大学 6 対短期大学 4 に案分して計上される。図書館運営委員会と図書委員会が図書館の内規に従って「館内図書」と本学各部署の「専用図書」とを購入している。平成 28(2016)年 5 月 1 日現在、図書館の蔵書量は図書 206,286 冊である。そして定期購読されているのは、雑誌が 106 誌、新聞が 11 紙である。視聴覚資料については、オーディオビジュアルセンターが収集配備し、そのような資料の数は 17,042 点となっている。

図書館の蔵書は、4 名の司書と 2 名の専任職員が維持管理し、学生と教職員が閲覧および借り出している。図書館の開館時間は月曜日から金曜日の 9 時から 17 時 30 分、土曜日の 9 時から 17 時である。平成 27(2015)年度の図書館の利用者数については、学内の延べ人数が 18,503 名、学外からの実数が 25 名だった。なお、図書館ではコンピュータ・システム「情報館」（ブレインテック社）を採用し、OPAC 検索システムを学内に公開している。図書館に設置されている利用者用パソコンは、蔵書検索用の端末が 2 台、インターネットにアクセスできるパソコンが 7 台である。

学生の日常の福利に資する施設としては、学生ホール（5 号館 1 階）を設けている。机や椅子やパソコンや自動販売機が設置されている学生ホールでは、学生が自由に学習したり談話したりできる。

コンピュータ等を設置した IT 施設としては、学生ホール、図書館、情報教育用教室（第 1 教室～第 5 教室と CAD 実習室）、研究室、講師控室、事務室、各センター等がある。学生ホールや図書館については、学生が自由に使用できるパソコンを設置し、学生が休憩時間にも学習できる環境を整えている。情報教育用教室、研究室、講師控室、事務室、各センター等にも、常時インターネットにアクセスできる情報ネットワーク（学内 LAN）へ接続するための情報コンセントが設けられ、コンピュータやプリンタ等が置かれ、基本的な IT 環境が整えられている。また、座席数 100 を超える教室（250 教室、251 教室、252 教室、350 教室、351 教室）には、ノートパソコン、プロジェクター、スクリーン、DVD およびブルーレイプレイヤー、大画面テレビ等が常設されている。それ以外の教室では、移動式カートにセットされた AV 機器や貸し出し用のノートパソコンとプロジェクターが活用されている。

体育施設としては、芦屋学園グラウンドのほか、温水シャワーやウェイトトレーニングルームを備えた福山記念館および第 2 体育館等がある。これらの施設は、スポーツ実技の授業やクラブ活動でも活用されている。

本学の校地としては六麓荘キャンパス以外にも大阪キャンパスがあり、これは【図 9-2】に示されているように、JR 大阪駅と阪急梅田駅に近い大阪市北区小松原町 3 番 3 号の OS ビルの 16 階を借りているもので、428 m<sup>2</sup>の広さである。その内部は、3 教室、事務室、図書室、休憩スペース等で構成されている。

# 芦屋大学

図 9-1 校舎等建物の配置

館番号 用途 (名称)	1号館 教授研究棟	2号館 芦屋学園短期大学棟	4号館 芦屋学園短期大学棟
5号館 (本館) 芦屋大学棟・ 芦屋学園本部棟	6号館 芦屋学園短期大学棟	新6号館 芦屋学園短期大学棟	8号館 芦屋大学・大学院棟

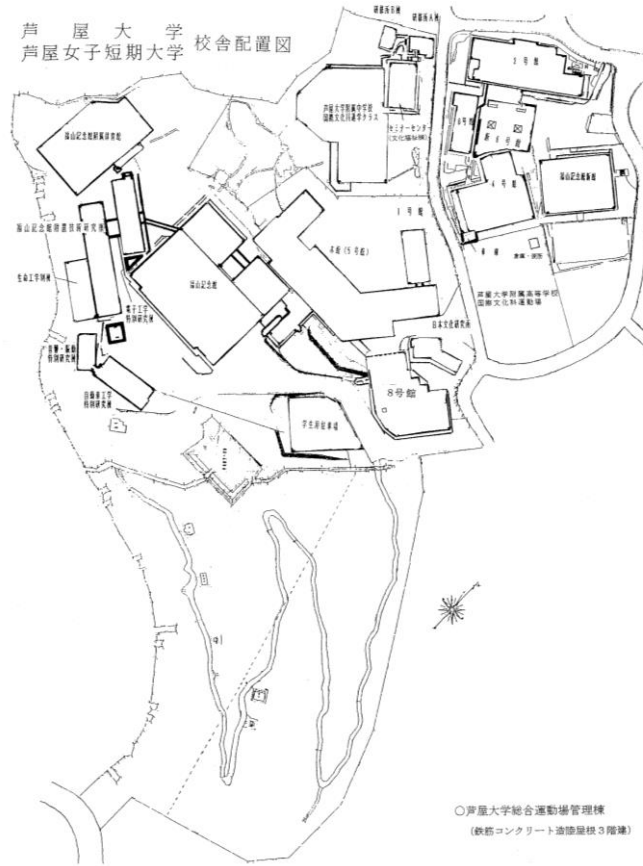
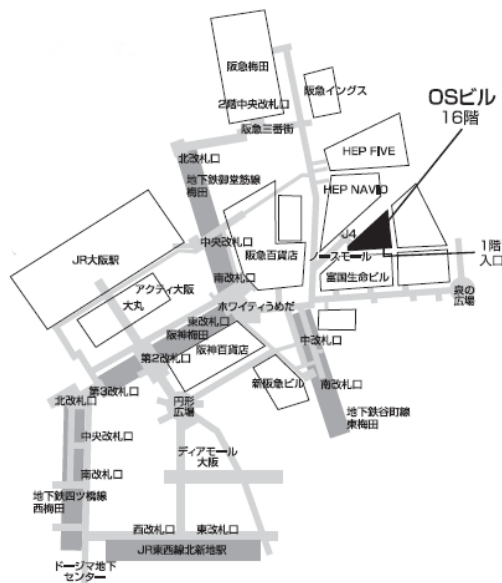


図 9-2 芦屋大学 大阪キャンパス



キャンパスの全校舎には冷暖房を完備し、安全で快適な教育研究環境を提供している。また、喫煙室を設置して完全に分煙を実施し、教育研究環境の快適さを促進している。

校舎、建物付帯設備、エレベーター、消防設備、廃棄物施設等の維持管理については、施設管理課が責任を負っている。同課には、電気主任技術者や第一種電気工事士、第一級電気設備施行管理士、消防設備士甲種4類、消防設備士乙種7類、消防設備点検資格者二種を取得している者が在職し、法令に沿って適切な維持管理に努めている。

同課にはまた、数々の建築工事を手がけた職員が配置されており、その職員は経験を活かして施設設備等を維持管理するとともに、改修や改善の要望には計画的に対応している。補修および点検、緊急の修繕については、状況に応じて専門業者に依頼することもある。

電気設備や給排水や衛生設備や空調設備やエレベーター等の管理業務、そして学内の清掃については、専門業者に委託し、日常の教育研究活動が支障なく継続できるように図っている。

消防設備については、消防法に従って年2回の点検を実施し、その都度、不良箇所を修理交換している。そして火災予防を徹底させるため、施設ごとに防火責任者を定めている。1年に1回、学生と教職員が参加する避難訓練も実施してきた。日常の防火および防犯については、委託警備員が監視し、夜間もセキュリティが保持されている。

施設設備の安全性については、建築基準法が改正された昭和56(1981)年までの建物の耐震を診断したうえで耐震化計画を策定している。大学本館は阪神淡路大震災後に建設したのだが、付帯施設である技術研究棟と福山記念館については、平成31(2019)年度までに耐震補強工事を実施する。

施設設備の利便性については、バリアフリーの設計思想に基づいて、スロープ、身体障がい者用のトイレおよび駐車スペースをはじめ、各施設にエレベーターを設置し、関係者が円滑に利用できるように配慮している。

## 2-9-② 授業を行う学生数の適切な管理

授業は、講義、演習、実習、実験、レッスン等の形態で実施している。クラスのサイズは授業の形態に応じて様々だが、一般的な講義科目の1クラスの学生数は数十名であり、100名を超えるクラスはあまりない。教務部は時間割を作成するとき、これまでの履修人数や当該年度の入学予定者数等から多数の履修者が予想される科目について、1セメスター内に2つのクラスを開講すること、あるいは履修人数を制限することによって対応してきた。予想外に履修者が多数となった科目でも、教務部と担当教員が話し合い、履修登録変更可能期間内（授業開始から2週間以内）に上記のような対応を決めている。

また、演習のクラスのサイズは演習内容に即して決めているため、数人のクラスもあれば20名ほどのクラスもある。機械の実習や語学の科目では、その特性を尊重して、1クラスが12名から30名となるように調整されている。「器楽」のような音楽実技は、基本的にマンツーマンによる個人レッスンである。

クラスのサイズについては、学長も担当教員あるいは学科の要請に応じて判断している。学生は、クラスのサイズに対する要望を担当教員や教務部に伝えることができるが、クラスのサイズを変更してほしいという要望は今までのところない。



### (3)2-9 の改善・向上方策（将来計画）

本学の校舎は平成 7(1995)年の阪神淡路大震災によって倒壊し、現在の校舎が再建され、それから 20 年が経っているのだが、教育環境は比較的きれいな状態に保たれている。今のところ問題なく整備できているが、将来に備えてさらなる充実を図っていく。施設および設備の安全確保のために点検等を慎重に実施しているとはいえ、老朽化は避けられないので、施設および設備の更新も視野に入れた整備計画を策定する。情報機器についても、その耐用年数等を考慮しながら更新していく。また、設備施設に対する学生の意見を汲み上げる仕組みが現在はないため、それを平成 28(2016)年度に立案し、平成 29(2017)年度からは実施して、施設設備の改善に反映させていく。

#### 【基準 2 の自己評価】

基準 2 については、学生の受け入れにおいて、入学者の受け入れ方針を明確にして周知し、学生の受け入れ方法を工夫している。入学定員に対する学生の受け入れについては定員割れではあるが、平成 27(2015)年度が 69.2%、平成 28(2016)年度が 71.2%と着実に改善している。

教育課程や教授法については、教育目的を踏まえた教育課程編成方針は明確であり、体系的編成や教授法の工夫・開発を実施している。さらにシラバスの改善と予習・復習の明確化、厳正な成績評価を実施している。学習および授業の支援については、大きな問題がなく、特に学生サービスについては、学生生活等を調査し、きめ細やかなサービスを実施している。

単位認定、進級および卒業・修了認定については、基準を明確にし、厳正な適用が組織化・構築化されている。キャリアガイダンスについても、その充実のために就職部を設置し、インターシップをはじめとするキャリア教育の支援体制を整備しており、就職・進学に対する相談・助言体制も適切に運営している。教育目的の達成状況の評価とフィードバックについては、学生が回答する授業アンケート調査を実施し、学生の資格取得状況および就職状況も調査して、それらの調査結果から得られた課題の解決に取り組んでいる。教員配置・職能開発と環境整備計画についても問題がないことから基準 2 を満たしている。

### **基準 3. 経営・管理と財務**

#### **3-1 経営の規律と誠実性**

##### 《3-1 の視点》

- 3-1-① 経営の規律と誠実性の維持の表明
- 3-1-② 使命・目的の実現への継続的努力
- 3-1-③ 学校教育法、私立学校法、大学設置基準をはじめとする大学の設置、運営に関連する法令の遵守
- 3-1-④ 環境保全、人権、安全への配慮
- 3-1-⑤ 教育情報・財務情報の公表

#### **(1) 3-1 の自己判定**

基準項目 3-1 を満たしている。

#### **(2) 3-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）**

##### **3-1-① 経営の規律と誠実性の維持の表明**

本学の設置者である学校法人芦屋学園は、「学校法人芦屋学園寄附行為（以下「寄附行為」という）」において、法人の目的を明確に規定している。

本学園は、寄附行為に則り、組織体制に関する「芦屋大学事務組織規程」、就業に関する「芦屋学園就業規則」および「学校法人芦屋学園教職員規則」、組織倫理に関する「学校法人芦屋学園理事会業務委任規則」、「芦屋学園経理規程」、「芦屋大学研究倫理規程」、「学校法人芦屋学園個人情報保護に関する規程」等の規程を整備し、高等教育機関としての公共性や社会からの要請に応えられるよう、経営の規律と誠実性を維持し、適切に運営している。

##### **3-1-② 使命・目的の実現への継続的努力**

本学園は、寄附行為に定める使命・目的を実現するために継続的な努力を行っている。第一に、寄附行為に規定された最高意思決定機関としての理事会と、その諮問機関としての評議員会を定期的開催している。第二に、寄附行為、「学校法人芦屋学園理事会業務委任規則」に基づいて開催している常勤理事会が、年間 54 回（平成 27(2015)年度実績）の会議を通して本学園全体の活動を把握している。第三に、教育研究組織が適切に機能するために、教授会のもとに教学組織、教学運営組織を整備している。

教学組織は、教育課程における専門分野の課題等を審議・検討するための学科会議を、教学運営組織は、共通する課題等を審議・検討するための会議をそれぞれ組織し、定期的開催している。

##### **3-1-③ 学校教育法、私立学校法、大学設置基準をはじめとする大学の設置、運営に関する法令の遵守**

本学園は、「学校教育法」「私立学校法」「大学設置基準」「学校法人会計基準」等の法令を遵守し、寄附行為及び諸規程は法令に則り整備し、適切に運営している。法令改正等の際には通知を回覧し、その内容を学内共有するとともに、諸規程の見直し等に適正に対

応している。平成 26(2014)年 6 月 27 日に公布された学校教育法の改正に関する省令に対しては、その趣旨を踏まえた諸規程や運用の総点検・見直しを組織的に行った。また、文部科学省等への届出書類等も滞りなく提出している。

### 3-1-④ 環境保全、人権、安全への配慮

環境保全への取り組みについては、省エネルギーへの対策として、各教室の照明・空調設定温度の管理を常に行い、エレベーターの稼動を時期により制限する等の取り組みを行い、教職員はクールビズにより省エネルギーに協力している。最小限の清掃業者による敷地内の環境保全を行っている。校地は全体にわたって緑化に努めており、受動喫煙防止法に基づいた分煙措置も講じている。

人権への配慮として、「学校法人芦屋学園ハラスメントの防止等に関する規程」「芦屋大学ハラスメントの防止等に関する規程」がある。ハラスメントの防止に関しては、「ハラスメント防止対策委員会」を置き、定期的に FD(Faculty Development)研修会を開催している。学生には、『学生便覧』にハラスメント相談員の配置や相談窓口を含めて掲載し、周知している。また「学校法人芦屋学園個人情報の保護に関する規程」を定め、ホームページ上で個人情報保護方針を掲載している。

安全への配慮については、安全性を確保するため、火災・地震対策、防犯対策に関する規程を整備している。火災等の災害対策として、消火器、消火栓、煙感知器、消火水槽、非常時避難口誘導灯、非常放送設備を設置し、休日を除き日中は警備員が常駐している。夜間は機械警備で対応し、緊急時は警備会社のセンターに通報される。防犯対策として、学生が校内を利用できる時間帯については警備員が立哨して対応するほか、防犯カメラによって常時監視している。教室及びピアノレッスン室は授業終了後に職員が巡回して安全を確認するとともに、施錠し管理している。「芦屋大学・芦屋学園短期大学消防計画」のもと、防災管理者の選任、防災管理に係る消防計画の作成届出、自衛消防組織の設置届出、防災管理点検等を適切に行い、消防法に対応している。また「防災訓練」を学事日程に組み入れ、学生と教職員を対象に年 1 回実施している。事務職員が毎年度 1~2 名自衛消防業務講習に参加し、スキルアップを図っているほか、AED(自動対外式除細動器)を各校舎に設置している。

衛生管理及び教職員の健康の保持増進のため、労働安全衛生法第 13 条に基づき産業医を指定し、同法第 18 条に基づき、「芦屋学園衛生委員会規程」のもと衛生委員会を設置している。

研究倫理については、「研究倫理委員会」のもと、「芦屋大学研究委員会規程」、「芦屋大学研究倫理規程」を定め、適切に対応している。科学研究費助成事業に関しては、「科学研究費補助金管理規程」を定め、不公正防止を徹底し、適正に管理している。

学内のコンピュータ・システムのセキュリティ対策は、ファイヤーウォール及びユーザー権限を設定することにより、不正アクセスやサーバへのアクセスを制限するほか、PC 全台にウイルス対策ソフトを導入している。サーバ室は常時施錠され、入室をシステム管理者のみに制限している。

危機管理については、「芦屋学園危機管理規程」、「芦屋学園公益通報者の保護等に関する規程」等を整備し、適切に運用している。

### 3-1-⑤ 教育情報・財務情報の公表

教育情報は、平成 22(2010)年 6 月 15 日に公布された省令で定める項目に基づいてホームページで公表し、毎年度更新している。

財務情報は、ホームページで計算書類（資金収支計算書、消費収支計算書、貸借対照表、財産目録）、事業報告書、監査報告書を公表している。

【エビデンス集 資料編】 資料 3-1-21

### (3) 3-1 の改善・向上方策（将来計画）

本学における経営の規律と誠実性については現在問題なく維持されているが、今後も関係法令および本学規程に則った適切な大学運営に努めていく。また、社会情勢の変化に対応するべく、使命・目的の実現に向けてコンプライアンスの積極的な推進を図る予定である。

## 3-2 理事会の機能

### 《3-2 の視点》

#### 3-2-① 使命・目的の達成に向けて戦略的意思決定ができる体制の整備とその機能性

##### (1) 3-2 の自己判定

基準項目 3-2 を満たしている。

##### (2) 3-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

#### 3-2-① 使命・目的の達成に向けて戦略的意思決定ができる体制の整備とその機能性

本学園の最高意思決定機関である「理事会」は、理事長のリーダーシップのもと年間 11 回（平成 27(2015)年度実績）開催し、寄附行為に定めるところにより経営上の重要事項である予算、決算、財産の管理運営、採用人事、諸規定の改廃等について審議を行っている。寄附行為に定めるとおり、理事会は理事長が招集し、理事長はその議長を務め、理事会は法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督している。理事の構成は私立学校法第 38 条に定める要件を満たしている。

理事の選任は、寄附行為第 6 条により、1 号理事 1 名（芦屋大学学長）、2 号理事 1 名（芦屋学園短期大学学長）、3 号理事 1 名（芦屋学園高等学校長）、4 号理事 4 名（評議員から選任した者）、5 号理事 1 名（功労者）、6 号理事 1 名（学識経験者）、の定員 9 名だが、平成 28(2016)年度現在、芦屋大学学長が芦屋学園短期大学学長を併任しているため、1 名減じて 8 名となっている。1、2、3、4 号の理事は、各教育機関の長または評議員の職を退いたときは理事の職を失うものと定めている。また、学校教育法第 9 条に抵触する場合に解任及び退任することも寄附行為第 10 条に定めている。

理事会は、寄附行為第 16 条第 9 項で「この寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、理事総数の過半数の理事が出席しなければ、会議を開き、議決することができない」と規定している。また、2 名の監事については、寄附行為第 15 条第 6 項に「この法人の業務又は財産の状況について、理事会に出席して意見を述べること」と規定している。この規定に照らして、平成 27(2015)年度の理事および監事の出席は適切である。

本学園では、寄附行為に月 1 回以上と定められている「常勤理事会」を週 1 回、年間 54 回（平成 27(2015)年度実績）開催し、本学園の使命・目的の達成に向けて、より迅速かつ戦略的な意思決定ができる体制を整えている。

常勤理事会開催前には、理事会運営会議を開催している。理事会運営会議は理事長、理事、監事、学長、理事長補佐、学長補佐、事務局長、総務部長、財務部長を構成員として、業務の実施方法の検討、教学事項に関する協議、そのほか本学園の日常業務に関する事項の審議を行い、円滑な運営を推進するための意思疎通が十分に図られている。

### **(3)3-2 の改善・向上方策（将来計画）**

今後も、関連法令および寄附行為等の規定に則った、適切な理事会運営に努める。私立大学をとりまく環境はさらなる少子化を迎え、今後ますます厳しくなることが予想されるため、理事長のリーダーシップのもと法務・コンプライアンス室、内部監査室を強化し、適切な理事会運営を継続していく。

## **3-3 大学の意思決定の仕組み及び学長のリーダーシップ**

### **＜3-3 の視点＞**

#### **3-3-① 大学の意思決定組織の整備、権限と責任の明確性及びその機能性**

#### **3-3-② 大学の意思決定と業務執行における学長の適切なリーダーシップの発揮**

### **(1)3-3 の自己判定**

基準項目 3-3 を満たしている。

### **(2)3-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）**

#### **3-3-① 大学の意思決定組織の整備、権限と責任の明確性及びその機能性**

学長の校務は「学校法人芦屋学園理事会業務委任規則」第 4 条に定められ、本学の校務についての最終的な決定権は学長にある。学長のリーダーシップ発揮を補佐するため、副学長は学長の指示に従って学長の業務を代行している。

教育及び研究についての学内意思は、学部教授会が審議し、学長が決定している。学部教授会の審議事項は以下のとおりである。

- ①学部の教育、研究及び学部学生の指導に関する事項
- ②学部学生の入学、退学、転学、休学及び卒業に関する事項
- ③その他学部長が必要と認めた事項

また、専門的な事項を検討するため、各種委員会が設置され、学長がその委員を任命している。各種委員会での検討結果は、委員長等から学部教授会に提案あるいは報告される。

大学運営会議は、学長自らが委員長となり、副学長、学部長、図書館長、事務長、事務部門の部長以上の者で構成され、学長のリーダーシップ発揮を補佐するために教職員が協働している会議体である。大学運営会議では本学運営の重要事項を協議したり、学部教授会の議題を整理したりしている。

### 3-3-② 大学の意思決定と業務執行における学長の適切なリーダーシップの発揮

学長は大学の教育及び研究の全般を管理し、本学の管理運営についての主要な会議体(学部教授会や大学運営会議等)において、学内の意思を決定する際に中心的役割を果たしており、教学の責任者としての任務を果たし、適切にリーダーシップを発揮している。

学部教授会、そして各学科で開催される学科会議を通じては、教学組織及び事務組織の業務が附議または報告されるため、学長の意思決定やリーダーシップが十分に浸透できるようになっている。各学科会議では助教を含めた専任教員全員が構成員であり、学部教授会では専任講師以上の専任教員全員が構成員である。

学長はまた、平成 28(2016)年 1 月の学長方針説明会(「芦屋大学 教育機関別の会」)で本学の全教職員に対して自らの方針を示し、その実行を求めた。その方針とは、中身(教育力)を充実させ、出口(就職力)を強化し、入口(入学者募集)で目標を達成するというものである。教育力の充実とは授業の活性化であり、就職力の強化とは就職率 100%体制の構築であり、そして入学者募集の目標達成のため、全教職員による募集体制を構築していく。

### (3) 3-3 の改善・向上方策(将来計画)

学部教授会や各種委員会や大学運営会議等の学長諮問機関を積極的に活用することによって、今後も学長主導で大学改革を継続していく。また、学長主導で全教職員が学内の課題解決に取り組むため、平成 28(2016)年度からは経営改善計画も推進していく。

【エビデンス集 資料編】 資料 3-3-6、3-3-7、3-3-8

## 3-4 コミュニケーションとガバナンス

### 《3-4 の視点》

- 3-4-① 法人及び大学の各管理運営機関並びに各部門間のコミュニケーションによる意思決定の円滑化
- 3-4-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックによるガバナンスの機能性
- 3-4-③ リーダーシップとボトムアップのバランスのとれた運営

### (1) 3-4 の自己判定

基準項目 3-4 を満たしている。

### (2) 3-4 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

#### 3-4-① 法人及び大学の各管理運営機関並びに各部門間のコミュニケーションによる意思決定の円滑化

法人を代表する理事長は、理事会、常勤理事会、理事会運営会議に毎回出席している。またこれらの会議体の構成員は学長、副学長ら学内理事を含んでおり、法人と大学との意思疎通の場として機能している。

大学の主要な採用人事や経営に直結する重要事項は理事会の審議事項であり、教授会は教学に関する事項の審議機関である。学園の経営的観点と大学の教学的観点の双方の視点をもって学園の発展に寄与するのが、理事としての学長の役割である。学長は、教授会に

において経営的観点からの見解を示す一方、教授会の代表者として学長は毎週開催される常勤理事会に出席し、教学的事項についての教授会の意思を理事会側へ伝えている。その一連の仕組みによって、法人及び大学の各管理運営機関並びに各部門間のコミュニケーションを図り、意思決定の円滑化を推進している。

### 3-4-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックによるガバナンスの機能性

法人及び大学の各管理運営機関、学長をトップとする教学組織と事務局長をトップとする事務組織は、それぞれ独立しながら緊密に連携し、相互チェックの機能を果たしている。大学全体の課題や学内の組織運営に関する事項は、学長が招集する総合企画会議で検討され、必要に応じて理事会に諮り、大学運営会議を経て学部教授会、各部署に伝達・報告される。日常の教育研究活動においては教職協働体制が構築されており、緊密な連携と相互チェックの機能が保持されている。

監事の選任については、寄附行為第7条に「法人の理事、評議員または教職員でない者であって理事会において選出した候補者のうちから、評議員会の同意を得て、理事長が選任する」と規定され、その職務については寄附行為第15条に定めている。監事は学園の業務および財産の状況について適宜監査し、毎会計年度、監査報告書を作成し、会計年度終了後2ヶ月以内に理事会および評議員会に提出し、理事会に出席して意見を述べている。平成27(2015)年度、法人の管理機関である理事会は11回、評議員会は4回、開催されている。

### 3-4-③ リーダーシップとボトムアップのバランスのとれた運営

法人及び大学はその使命・目的を達成するため、理事長、学長双方のリーダーシップのもと、各管理運営機関並びに各部門が連携し協力している。前述のとおり、学長は理事会、常勤理事会、理事会運営会議に出席し、教授会を代表して教学面についての意向を伝え、総合企画会議、大学運営会議を開催し、学部教授会では理事会方針を伝えるとともに、大学の進むべき方向性を具体的に示し、大学の運営に適切なリーダーシップを発揮している。学長と教職員のコミュニケーションは活発に行われており、教職員の提案は学科会議や各種委員会を通じて検討され、改善策に反映される体制が整っている。

### (3) 3-4の改善・向上方策（将来計画）

法人と大学は、常にコミュニケーションがとれる体制を構築している。今後も永続的な大学運営を行っていくためにガバナンスの強化を図るとともに、理事会と大学の各管理運営機関並びに各部門との円滑な連携を保ちながら、教職員が一丸となって健全な大学運営を推進していく。

### 3-5 業務執行体制の機能性

#### 《3-5 の視点》

- 3-5-① 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した組織編制及び職員の配置による業務の効果的な執行体制の確保
- 3-5-② 業務執行の管理体制の構築とその機能性
- 3-5-③ 職員の資質・能力向上の機会の用意

#### (1) 3-5 の自己判定

基準項目 3-5 を満たしている。

#### (2) 3-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

##### 3-5-① 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した組織編制及び職員の配置による業務の効果的な執行体制の確保

本学園は、その使命・目的を具体化していくため、必要な組織を置き、「学校法人芦屋学園事務職員等資格審査規程」に基づいて適切に職員を配置し、業務分掌についての規程に基づいて業務を執行している。学園の法人事務局では、学園総務部、財務部、法務・コンプライアンス室、情報システム室といった部署が学園全体に関わる業務を分掌している。また、学園の全教育機関（大学及び短期大学、中学校・高等学校、幼稚園）が連携を強化しながら、いっそう効果的に業務を推進するため、法人の事務局長と法人事務局各部署の責任者と各教育機関の事務長が集まり、定期的に連絡会議を開催して協議している。さらに、組織の編成や人員配置の修正も必要に応じて実施している。

##### 3-5-② 業務執行の管理体制の構築とその機能性

本学園では、円滑に業務を管理運営するため、「学校法人芦屋学園事務組織規程」や「学校法人芦屋学園教職員規則」、「芦屋学園給与規程」等の規程がある。そして学園を取り巻く社会状況等の変化に応じて、これらの規程のみならず組織や人員配置や制度を変革し、要員採用も計画していくことによって、効果的に業務を実施できる管理体制の構築を目指している。

また、教学と事務との連関を保つため、大学事務長、大学総務部長、教務部長、学生部長、就職部長、入学事務室長、教職教育支援センター長、国際交流センター長は、教員が兼任している。

なお、六麓荘キャンパスの事務部門のほとんどは、5号館1階及び4階に集中して配置している。このことは、職員の効果的な配置のみならず、情報の共有、部門間の協力関係構築、業務執行の管理等の面でも有効に機能しており、そして冷静な判断力や温かな協調性を養成すること、多様な情報を蓄積すること等のSD(Staff Development)の面でも大きな効果を発揮している。

##### 3-5-③ 職員の資質・能力向上の機会の用意

職員の能力開発については、OJTや自己啓発を中心に実施している。職員は実際の業務の現場で直属の上司や先輩の職員に指導を受けながら日々努力を重ねている。



平成 27(2015)年度の教職員向けの学内研修会としては、9月にハラスメント防止対策研修会を開催しているのだが、今後は職員向けの学内研修会の種類をさらに充実させていかなければならない。また学外研修については、教職員が必要に応じて参加している。日本私立大学協会、日本学生支援機構、日本私立学校振興・共済事業団等が主催する研修会や大学コンソーシアムひょうご神戸研修交流会のSDプログラムには、これまで教職員の能力を向上させるため参加してきた。

### **(3) 3-5 の改善・向上方策（将来計画）**

今後、社会の変化や学生の多様化に対応しながら、本学が発展していくためには、教育の質の向上とともに、教育をサポートする業務のレベルアップ、すなわち大学のみならず学園全体の職員の資質・能力向上が不可欠である。それゆえ、教職員向けの学内研修会をさらに充実させていくだけではなく、平成 28(2016)年度には管理職研修も実施する。また、同年度には業務執行体制の機能をさらに向上させるため、経営改善計画に基づいて教職員の目標管理制度を導入する。この目標管理制度は人事評価制度にもつなげていく。そのほか、業務のさらなる効率化のため、いくつかの事務組織を統合すること等も同年度には検討する。

### **3-6 財務基盤と収支**

#### **《3-6 の視点》**

#### **3-6-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立**

#### **3-6-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保**

#### **(1) 3-6 の自己判定**

基準 3-6 を満たしている。

#### **(2) 3-6 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）**

#### **3-6-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立**

本法人の経営状況の根本的な改善に向け、5カ年にわたる中期計画を立案実行し、平成 31(2019)年度末時点で、教育活動収支の黒字化を実現する。平成 28～30(2016～2018)年度の3年間で教育活動収支の黒字化のための基盤確立を図る。

収入面の最大項目である学生生徒等納付金収入に係る学生の確保と、支出面の最大項目である人件費の安定化を図ることが、教育研究活動を永続的に担っていくうえで最も重要であり、加えて計画的な諸経費の抑制が課題となる。

学園全体の学生生徒等人数は、平成 23(2011)年度 1,551 名、24(2012)年度 1,765 名、25(2013)年度 1,927 名、26(2014)年度 2,113 名、27(2015)年度 2,098 名と順調に推移していたが、28(2016)年度は 27(2015)年 8 月以降のマスコミ報道等の影響もあり、募集が計画を大幅に下回り 1,939 名となった。学生生徒等納付金収入は、平成 23(2011)年度 1,265 百万円から平成 27(2015)年度 1,741 百万円に増加している。

人件費率は依然 68%（退職金関係修正後）と高いが、平成 23(2011)年度の 94%からは大幅に改善している。平成 27(2015)年度は、賞与を前年度より年間 1.3 月減額し約 90 百

万円の削減を行い、また退職金優遇制度採用により平成 27(2015)年 3 月末 40 名超の退職者があり、平成 28(2016)年度には約 110 百万円の人件費削減効果が反映する等、早急に 50%以下にするため人件費圧縮に努めている。

また、財政基盤が安定する平成 30(2018)年度以降は、施設・設備（耐震補強含む）への投資を行い、学園が更に発展する教育基盤を確立する。

財務に関する中長期計画に基づく毎年度の予算編成に関しては、各部署からの予算積み上げによる計画策定が徹底されておらず、数字に対する意識が希薄であったこともあり、平成 29(2017)年度より改善を行う。

### 3-6-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

法人全体の平成 26(2014)年度末現金預金は 1,114 百万円（引当特定預金 6 億円含む）まで減少したが、平成 27(2015)年度は特殊要因があり、21 百万円増の 1,135 百万円となる。平成 27(2015)年度末時点の正味財産は 17,827 百万円保有しており、前年度より 725 百万円増加している。本学の存続を可能とする安定した財務基盤を確立している。

消費収支については、平成 23(2011)年 1,565 百万円の支出超過が平成 26(2014)年度には 1,181 百万円（書籍除去損を除く）に改善、平成 27(2015)年度は芦屋市との不動産交換売買益があり、305 百万円程度の収入超過となり、大幅な改善となる。

貸借対照関係指数による財務比率は全般的には悪化傾向にあったが、負債比率、総負債比率等全国平均を上回っている係数もある。また、今後、収支の改善に伴い係る計数は改善方向となることが思料される。

今後、少子化等の影響により学生生徒納付金収入を安定的に確保するのが難しくなることが予想される中、外部資金導入の重要性については全教職員が認識しており、科学研究費、補助金をはじめとする競争的資金の獲得に向けて積極的な取り組みが必要である。

事業収入については、本学園の特徴を活かした補助活動事業として、「バレエ教師課程ディプロマコース」の運営が堅調に推移、それ以外にも芦屋大学附属幼稚園の預かり保育収入等も安定的な収入となっている。

### (3)3-6 の改善・向上方策（将来計画）

少子化等の影響により、学生生徒等納付金収入を安定的に確保するのが難しくなることが予想される。今後は、適正範囲内の効率的な広報活動の展開により、社会のニーズに合った大学の魅力をアピールする。また、中途退学者を減少させる方策として、学生相談窓口、奨学金制度等をより一層充実させる。

今後、遊休不動産有効利用等の強化により、財政面での安定化を行い、併せて、積極的な募集活動の展開により寄附金収入の増加を図る。

### 3-7 会計

#### 《3-7の視点》

#### 3-7-① 会計処理の適正な実施

#### 3-7-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

##### (1)3-7の自己判定

基準項目 3-7 を満たしている。

##### (2)3-7の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

#### 3-7-① 会計処理の適正な実施

学校法人会計基準や「芦屋学園経理規程」等に基づいて、適正に会計を処理している。また、「資産運用規程」等を定め、経理システムや資産管理システムによって、安全かつ適正に資産と資金を管理及び運用している。

試算表や補助簿等財務関連書類は毎月適時に作成し、予算の執行状況を含めて月次決算の形で財務部長が理事長に報告している。

学校法人会計基準に従った財務諸表については、経理システムによって経理課長が作成して財務部長が確認する体制なので、適切な会計処理を担保できている。また、監査法人と連携しながら適正に決算している。

予算を変更する際は、「寄附行為」33条に基づいて理事会を開催し、そこで議決している。

補正予算の編成については、中間決算等の状況を参考にしながら、その必要性を検討している。補正予算編成が必要な場合は、評議員会の決議を経て、理事会が決定している。

#### 3-7-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

会計監査は、監査法人による監査と監事による監査とから成り立ち、法令や規程に則って厳正に実施している。

監査法人による監査については、監査契約が結ばれ、私立学校振興助成法第14条第3項の規定に基づいて計算書類が監査され、平成27(2015)年度には延べ12日のスケジュールだった。

監査事項については、計算書類、すなわち資金収支計算書（人件費支出内訳表を含む）、消費支出計算書、事業活動収支計算書及び貸借対照表（固定資産明細表、借入金明細表及び基本金明細表を含む）等の会計帳簿書類の確認のほか、理事会の議事録等を基に取引内容と会計処理が監査されている。

監査の結果は、監査意見を含めて監事監査報告書で通知されている。なお、監査時の指摘事項については、ただちに当該部署が改善策を実施すること等によって業務を改善している。

一方、監事による監査については、決算原案が完成した時点で会計帳簿書類（資金収支計算書ほか）を閲覧することによって、決算の資金収支、事業活動収支、資産負債の状況ならびに計算書類の準拠性、現在高確認、保全状況等を調査している。さらに、諸会議の議事録等の閲覧、理事や教職員からの聞き取り調査によって財産の状況を監査している。

監事による監査の結果については、理事会と評議員会に監事監査報告書として提出されている。監事はまた、監査法人とは連携しており、監査法人による監査に立会い、監査状況の報告を受けるとともに、監査法人とは意見を交換している。

### **(3)3-7の改善・向上方策（将来計画）**

平成27(2015)年度から適用された学校法人会計基準の一部改正に基づいて、適正に会計を処理し、計算書類に変更対応することについては、情報を監査法人や監事と共有しながら実施した。このことについては、今後も適正に進めていく。

#### **【基準3の自己評価】**

本学は、建学の精神が中心になった教育理念に基づきながら、高等教育機関としての社会的役割を果たすため、「寄附行為」と「寄附行為施行細則」によって適切に運営している。そのような運営にあたっては教員と職員が協力し、本学運営についての会議や教学についての各種委員会には職員も参加している。

財務基盤と収支については、中長期計画に基づいて適切に財務を運営し、安定した財務基盤の確立に向けて、平成30(2018)年度を目途に収支の改善に取り組んでいる。平成27(2015)年度には89百万円の人件費と185百万円の経費を削減でき、平成28(2016)年度にも同額程度の削減を計画している。学園全体の生徒学生数も大学を中心に平成23(2011)年度からは400名程度増加しており、収支のバランスは着実に改善されてきた。今後は寄付金の募集や補助活動事業の積極的展開によって収入の安定化につなげていく。

会計については、学校法人会計基準や「芦屋学園経理規程」等に従って適正に処理し、毎月、財務関連資料、対過去5年実績との比較等を財務部長が理事会に報告し、財務に対する認識を理事全員が共有している。補正予算の編成が必要な場合は、評議員会の決議を経て理事会が決定している。

会計監査については、監査法人による監査と監事による監査とがあり、法令や規程に則って厳正に実施している。監査法人による監査は、私立学校振興助成法の規定に基づいて計算書類の監査を中心に実施され、その結果は、監査意見を含めて監査報告書として通知されている。監事による監査では、計算書類の監査とともに、理事や教職員に聞き取り調査を実施している。その結果についても、理事会と評議員会に監査報告書として提出されている。法人の業務及び財産について監査する2名の監事はまた、理事会に出席して意見等を述べており、理事会への監事の出席状況も良好である。

これらのことから、基準3で求められている項目を満たしていると判断する。

#### **基準 4. 自己点検・評価**

##### **4-1 自己点検・評価の適切性**

###### **《4-1の視点》**

##### **4-1-① 大学の使命・目的に即した自主的・自律的な自己点検・評価**

##### **4-1-② 自己点検・評価体制の適切性**

##### **4-1-③ 自己点検・評価の周期等の適切性**

#### **(1) 4-1の自己判定**

基準項目 4-1 を満たしている。

#### **(2) 4-1の自己判定理由（事実の説明および自己評価）**

##### **4-1-① 大学の使命・目的に即した自主的・自律的な自己点検・評価**

本学の教育目的は、学則第 1 章第 1 条において、「教育基本法に則り、学校教育法の定めるところに従い、『人それぞれに天職に生きる』の建学の精神のもとで、教育に必須な学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させ、健全な平和社会に寄与貢献する為の人材を育成することを目的とする」と定められている。同条ではまた、「本学は、前項の目的を達成するために、その教育研究活動等の状況について定期的に自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するとともに、認証評価機関による認証評価を受けるものとする」と明示されている。

##### **4-1-② 自己点検・評価体制の適切性**

平成 3(1991)年の大学設置基準の大綱化によって、大幅に基準が緩和されると同時に、大学の自己点検・評価が努力義務化された。また、平成 10(1998)年には大学審議会答申「21世紀の大学像と今後の改革方策について」によって、自己点検・評価の実施や結果公表が義務化された。平成 14(2002)年の中央審議会答申「大学の質保証に係る新たなシステムの構築について」でも、第三者評価制度の導入等が提言されている。これらの答申を受けて、平成 16(2004)年に学校教育法が改正され、認証評価制度が導入された。

このような動きが起こる以前、平成 6(1994)年度に本学は当時の大学基準協会の説明会に参加し、点検評価の理念や手法を学び、自己点検・評価報告書を冊子にまとめている。しかし、平成 7(1995)年に阪神淡路大震災が起こったので、自己点検・評価のデータおよび冊子を消失してしまった。震災後、平成 20(2008)年まで自己点検・評価報告書としてまとめたものはない。そのような報告書をそれまで作成できなかったのは、震災からの復興に力を注いでいたこともあるのだが、創立者の福山重一の逝去後、本学の組織体制の再構築に時間を要したからである。とはいえ平成 7(1995)年 11 月には「自己点検・評価に関する学長提案」が教授会で承認され、翌平成 8(1996)年 4 月には「芦屋大学教授会点検評価委員会規程」（「芦屋大学の自己点検・評価委員会に関する報告と提案」に記載）が教授会内規として制定された。

そして平成 17(2005)年 4 月には、理事会が承認する大学の規程として「芦屋大学自己点検・評価実施規程」が制定されている。その後、本学が 2 学部制に移行したこともあり、平成 21(2009)年 4 月、この規程に変更が加えられた。この変更後の規程に基づいて、自己

点検評価委員会がほかの委員会や部署と連携しながら自主的かつ自律的に自己点検を実施している。

#### 4-1-③ 自己点検・評価の周期等の適応性

自己点検評価委員会は、学長、芦屋学園常務理事、教務部長、学部長、各部署の部課長以上の者、学長が任命した教職員で構成されてきた。

平成 21(2009)年度から平成 25(2013)年度までは毎年、自己点検評価委員会が自己点検を実施し、その結果を自己評価報告書として本学のホームページで公開していたのだが、平成 25(2013)年度以降は隔年で自己評価報告書を作成している。毎年という短い周期で自己評価報告書を作成していたころは、点検項目を考え直したり分析を深めたりするための時間が足りず、現状の報告にとどまってしまう傾向があった。それゆえ、自己評価報告書の作成において、的確に調査目標を定めたのち、適切にエビデンスを集めて、緻密に調査結果を分析するために必要な時間について考慮し、隔年という周期を新たに設定した。なお報告書の製本は、機関別認証評価を受審する周期、すなわち 7 年に 1 度の実施である。

#### (3)4-1 の改善・向上方策（将来計画）

自己点検・評価の実施体制では運営会議や自己点検評価委員会が中心になってきたのだが、全学的な協力によって、よりいっそう円滑に実施できるような体制を構築していく。今後も自主的かつ適切に自己点検・評価を実施し、大学の質の保証に努める。

#### 4-2 自己点検・評価の誠実性

##### 《4-2 の視点》

##### 4-2-① エビデンスに基づいた透明性の高い自己点検・評価

##### 4-2-② 現状把握のための十分な調査・データの収集と分析

##### 4-2-③ 自己点検・評価の結果の学内共有と社会

#### (1)4-2 の自己判定

基準項目 4-2 を満たしている。

#### (2)4-2 の自己判定の理由（事実の説明および自己評価）

##### 4-2-① エビデンスに基づいた透明性の高い自己点検・評価

平成 21(2009)年度、日本高等教育評価機構による大学機関別認証評価を受審した際、エビデンスに基づいた透明性の高い自己点検・評価を『自己点検・評価報告書』にまとめた。それ以降も、そのような自己点検・評価報告書を作成するため、それぞれの学部・学科・研究科・事務部門の業績について、教授会と自己点検評価委員会が中心となって調査および分析するとともに、エビデンスを収集および整理している。

##### 4-2-② 現状把握のための十分な調査・データの収集と分析

教育の質的保証については、大学運営会議を中心に全学的な体制を整えている。

そして1年に2回、履修者10名以上の授業（「大学生活入門」と「基礎演習」と「専門演習」を除く）については、受講学生の満足度を調査する授業アンケートを実施している。その結果からは、学生の要望や教授法の課題等が授業ごとに明らかになってきた。授業アンケートの結果は、教務部が各教員に伝達しており、それを踏まえて今後の授業改善に資するように配慮している。

教員の研究発表の場として本学が発行する『芦屋大学論叢』でも、1年に1度、教員一人ひとりの研究・教育の成果等をまとめた「芦屋大学教員研究業績紹介」が公表されている。この業績紹介は、各教員の研究や教育の現状を知るうえで貴重な資料となっている。

#### **4-2-③ 自己点検・評価の結果の学内共有と社会への公表**

自己点検・評価の結果が円滑に学内で共有されるように、学長は偏りなく各学科や各部署から自己点検評価委員会の構成員を選んでいる。自己点検・評価の項目や結果については、各学科にフィードバックして各学科の意見を反映してきた。平成21(2009)年度から平成25(2013)年度までの毎年度の自己点検・評価結果は、自己評価報告書として本学のホームページで公表している。

第三者評価については、平成21(2009)年度に日本高等評価機構から認証評価を受けている。その結果は、全教職員に冊子を配布して周知する等、学内で共有し、本学のホームページでも公表している。

#### **(3)4-2の改善・向上方策（将来計画）**

自己点検・評価の結果については、学内での共有や社会への公表をすでに実施してきた。今後も、エビデンスに基づいた透明性の高い自己点検・評価を実施するため、教育活動や研究活動についての正確なデータを収集および整理するとともに、激動する社会からの新たな要請等に対応するため、さらに体制を整備していく。

本学ではまた、毎週のように大学運営会議を重ねながら、現状を把握するために調査やデータを収集している。その結果も教職員全体に周知していく。

#### **4-3 自己点検・評価の有効性**

##### **《4-3の視点》**

#### **4-3-① 自己点検・評価の結果の活用のためのPDCAサイクルの仕組みの確立と機能性**

##### **(1)4-3の自己判定**

基準項目4-3を満たしている。

##### **(2)4-3の自己判定の理由（事実の説明および自己評価）**

#### **4-3-① 自己点検・評価の結果の活用のためのPDCAサイクルの仕組みの確立と機能性**

自己点検・評価の実施機関にあたる自己点検評価委員会は、学長の諮問機関としても活動してきた。そして学長や大学運営会議や自己点検評価委員会が中心となり、本学のさまざまな活動の現状を分析することによって、本学の特色や問題点を把握したのち、今後の教育活動と研究活動を向上および活性化させるための方針を考案している(Plan)。大学運

営会議には自己点検評価委員会の構成員数名も参加している。

大学運営会議や自己点検評価委員会が考案した方針については、大学運営会議や自己点検評価委員会が各部署の長に伝達し、それを受けて各部署が実行しており(Do)、実行の際に何か問題が起これば、ただちに当該部署の長に報告され、当該部署の長は大学運営会議や自己点検評価委員会に問題の解決法等を提案し、大学運営会議や自己点検評価委員会はその方針の欠陥を修正して(Check)、修正した方針を当該部署の長に伝達し、それが当該部署で実施される(Action)というように PDCA サイクルの仕組みが確立されている。

### **(3)4-3 の改善・向上方策（将来計画）**

大学運営会議および自己点検評価委員会の構成員以外の教職員がさらに自己点検・評価の結果を活用するため、そして学長主導のもとで全教職員が学内の課題解決に参加するため、平成 28(2016)年度からは経営改善計画を推進していく。

#### **【基準 4 の自己評価】**

本学は、大学の責務として自主的に自己点検・評価を実施してきた。すなわち、教育および研究の水準を向上させて本学の目的と使命を達成するため、教育、研究、組織、運営ならびに施設設備の状況について点検および評価してきた。そして本学の活動の現状を分析しながら特色や問題点等を把握するとともに、自己点検・評価の結果を活用するための PDCA サイクルの仕組みを確立している。また、エビデンスに基づいた透明性の高い自己点検・評価の結果を学内外に向けてホームページで公表している。これらのことから、基準 4 で求められている項目を満たしていると判断する。



#### Ⅳ. 大学が使命・目的に基づいて独自に設定した基準による自己評価

##### 基準 A. 社会貢献と連携

##### A-1 知的資産を活かした社会貢献

##### 《A-1 の視点》

##### A-1-① 教育研究活動による協力と貢献

##### A-1-② 教育機関活動による協力と貢献

##### (1)A-1 の自己判定

基準項目 A-1 を満たしている。

##### (2)A-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

##### A-1-① 教育研究活動による協力と貢献

##### ■芦屋大学ソーラーカープロジェクト

ソーラーカープロジェクトは、初代学長福山重一が「地球環境やエネルギー問題に対する大学の役割として、今こそ環境問題を社会にアピールする時期である」と唱え、平成 4(1992)年 3 月に設立したものである。国内外の競技会に参加し成果を上げているだけでなく、学校訪問や行事参加等を通じて環境・エネルギー問題についての教育・啓蒙活動にあたるほか、地域振興にも貢献している。また機材の調達や技術開発において産学連携の活動も行っている。なお、平成 27(2015)年度からは自動車部、平成 28(2016)年度からはソーラーカー同好会として、学生主体の活動となっている。

##### 《学校訪問》

学校訪問は、地域の子どもたちに実際にソーラーカーに触れてもらい、環境やエネルギー問題について学んでもらうことを目的としており、平成 23(2011)年度から平成 27(2015)年度の間、合計 33 校の小・中学校を訪問し、教育・啓蒙活動にあたっている。

##### 《行事参加》

地域振興及び教育・啓蒙活動の一環として地域の各種行事に参加している。平成 27(2015)年度には芦屋市を中心に 6 つの行事に参加している。

##### 《産官学連携》

技術開発において関連企業と連携しているほか、芦屋市教育委員会をはじめとする公的機関と連携し、環境問題に関する啓蒙活動にあたっている。

##### ■芦屋学園・芦屋大学市民公開講座シリーズ F. プロジェクト

F. プロジェクトは、平成 27(2015)年度 8 月、本学園理事長の提唱により発足した。大学を中心として、芦屋学園及び構成教育機関のイメージを戦略的に形成し、学内外に認知させ、学園及び当該構成教育機関の活発化を図ることを目的に、地域貢献・連携活動に関わる様々なイベントや公開講座等を企画・実施している。

芦屋学園・芦屋大学市民公開講座シリーズは、地域社会への知的貢献と、本学の研究・教育活動を学園の内外に発信することを目的として、F.プロジェクト最初の企画として平成 27(2015)年度 8 月より開催された。語学関連科目の「言」、教養科目の「知」、スポーツ関連科目の「健」、芸術関連科目の「美」の 4 つをテーマに、本学を基盤に活動する教員らによる様々な市民公開講座を毎年毎週土曜日に開講している。

第 1 期目となる平成 27(2015)年 8 月～12 月には、19 講座（複数回開催された 4 講座を含む）が開催され、芦屋市民を中心に募集した受講生はのべ 222 名にのぼる。第 2 期目となる平成 28(2016)年 1 月～3 月には 14 講座が開催され、のべ 161 名が受講した。複数の講座を受講される市民の方もあり、好評を得ている。

## A-1-② 教育機関活動による協力と貢献

### ■芦屋大学教育相談所（旧芦屋大学発達障害教育研究所）

本学は発達障害に関する教育研究を進めるため、平成 18(2006)年 6 月に「アスペルガー研究所」を設立した。その後、研究領域の拡大等の理由により平成 20(2008)年 4 月にその名称を「発達障害教育研究所」に、平成 27(2015)年 4 月には「芦屋大学教育相談所」に変更したが、一貫して発達障害に対する教育法や社会生活支援プログラムの開発にあたってきた。また、研修講座や公開講座による社会貢献活動も行っている。

#### 《芦屋市公民館との共催による公開講座》

発達障害に関する市民啓発活動を行うため、平成 18(2006)年より芦屋市教育委員会との共催で公開講座を開催してきた。その後も芦屋市公民館との共催による公開講座を開催しており、毎回 20 名程度の一般市民が受講している。

#### 《芦屋大学発達障害教育研究所主催による特別支援教育研修講座》

当該研究所では、支援者のスキルアップとともに、地域の特別支援教育に関わる人々に対する地域貢献を目指し、毎年 2 回、特別支援教育研修講座を開催している。この講座は、文部科学省からの委託事業として、平成 19(2007)年度から平成 21(2009)年度まで開催されていた「特別支援教育支援員要請講座」を引き継いだもので、委託事業終了後は本学が主催している。

### ■芦屋大学・芦屋学園短期大学図書館の地域住民への公開

本学の持つ知的資産の地域住民への提供を目的として、平成 27(2015)年 8 月より、芦屋大学・芦屋学園短期大学図書館の地域住民への公開を開始した。現段階では本学メインキャンパスがある芦屋市六麓荘町の住民を対象に公開し、同町内会を通じて希望者に図書館カードを配布している。書籍の閲覧・貸出等、本学学生や教職員とほぼ同等のサービスを提供しており、利用者数も増加しつつある。

### ■芦屋市及び芦屋市教育委員会との地域包括連携

本学が所在する兵庫県芦屋市及び同教育委員会とは、長年にわたって既述のような地域連携諸活動を通じて良好な相互関係を保ってきた。それら諸活動を更に飛躍発展させるた

め、本学と同市及び同教育委員会との包括連携協定の締結を実現すべく、平成 27(2015)年 12 月より交渉を開始し、現在調整を行っている。

### **(1)A-1 の改善・向上方策**

ソーラーカープロジェクトの活動は、競技活動にとどまらず、研究開発や地域社会貢献、研究機関・企業との連携等様々な意義を有している。今後もこれらの活動をより積極的に展開していく。とくに産学官連携について、共同研究や技術指導の可能性を関連企業に働きかける等、その活動の発展可能性を求めていく。

芦屋大学教育相談所が行ってきた市民公開講座については、当初は発達障害に関する市民啓発活動をその主要テーマとしていた。近年では、公開講座の受講生である市民の意見を反映し、講座のテーマを市民の健康促進に関するものやスポーツ教育等、周辺分野へと拡大している。今後も発達障害教育を基盤に、市民への知的還元を行っていく。

F. プロジェクトが行っている市民公開講座については、平成 27(2015)年に開始されたものであるため、広報活動が課題となっている。受講生数は増加傾向にあるものの、今後、この市民公開講座が本学の知的貢献活動として定着し、より広く認知されていくことが当面の重要課題である。

## **A-2 スポーツ分野における社会貢献**

### **《A-2 の視点》**

#### **A-2-① スポーツ活動による社会貢献**

### **(1)A-2 の自己判定**

基準項目 A-2 を満たしている。

### **(2)A-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）**

#### **1) スポーツ活動による社会貢献**

##### **■2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会における大学連携**

平成 25(2013)年、本学は 2020 年東京オリンピック・パラリンピック招致実現へ向けて、東京都及び特定非営利活動法人東京 2020 オリンピック・パラリンピック招致委員会と、招致活動連携協定を締結し、同年 7 月 13 日には、2020 年東京五輪招致フォーラム「きらめくオリンピック・パラリンピックを目指して」を開催した。招致決定後も、スポーツの裾野の拡大および底上げを図るため、地域のスポーツ振興活動を続けている。

### **(3)A-2 の改善・向上方策**

本学では、平成 21(2009)年度に中高の保健体育の教職課程が設置されて以来、スポーツ教育に注力してきた。スポーツ系学生の数も増加し、国内外で活躍してきた競技者や指導者達も擁することとなり、スポーツ教育・競技活動は本学の特徴の一つとなっている。上記の芦屋市及び芦屋市教育委員会との包括連携における活動を含め、本学が持つスポーツ資源を地域に還元する事業や、スポーツをとおした青少年教育を目的とした事業等、スポーツによる様々な社会貢献活動企画を実行していく。

### A-3 キャリア教育における産学連携

#### 《A-3の視点》

#### A-3-① 産学連携でのキャリア基本教育の充実

#### A-3-② キャリア発展専門科目の産学連携での推進

#### (1)A-3の自己判定

基準項目 A-3 を満たしている。

#### (2)A-3の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

本学は「人それぞれに天職に生きる」を建学の精神とし、社会に貢献できる人材の育成を目指して少人数制教育の特長を活かした指導と教育を行ってきた。平成 27(2015)年度は、産業界が大学卒業者に求める能力等を学生に知らせるという観点から産業界の協力を得て産学連携でのキャリア基本教育を計画し、企業経営者特別講師によるオムニバス講座と職業紹介機関・財団法人産業雇用安定センター（厚生労働省外郭機関）から講師を招いて下記のとおり実施した。

また、本学卒業後の進路として考えられる、家業継承、企業就職または起業という 3つの方向に向けて在学中に学ぶための授業として、平成 28(2016)年度から、「家業継承計画論」、「販売ビジネス経営論」、「フードビジネス経営論」、「不動産ビジネス経営論」、「起業論」の 5つの授業を産学連携講座 I・II・IIIとして実施予定である。その事前準備として、産学連携実践的教育のリーフレットを作成し、平成 27(2015)年 1月に 1年生と 2年生に向けて、その講座開催の説明会と合わせて模擬講座を実施した。

#### ■企業経営者特別講師によるオムニバス講座

科目名	キャリアデザイン I（2 年生前期担当）
目 標	企業経営者等 6 人から話を聞き「社会が求める人材」につき理解すること
内 容	企業勤務の後企業経営者になった講師のリレー講義で、企業とはどのようなところか、企業はどのような人材を求めているか等の教育を実施した。

#### ■職業紹介機関・財団法人産業雇用安定センター（厚生労働省外郭機関）から講師を招いての講座

科目名	キャリアプランニング I（3 年生前期担当）
講 師	財団法人産業雇用安定センター大阪事務所コーディネーター（産業カウンセラー・キャリアコンサルタントのキャリア指導専門家）で本学非常勤教員
目 標	卒業後の進路を決めるための学びと支援を行うこと
内 容	学生が自分で卒業後の進路目標が決められるよう支援するための授業科目である業界研究・企業研究・職種研究と自己分析を行いながら受講学生一人ひとりが、グループディスカッションや課題レポート等を通じて卒業後の進路を考え進路目標を決めるための教育を実施した。

科目名	キャリアプランニングⅡ（3年生後期担当）
目 標	就職活動の「傾向と対策」について学ぶこと
担 当	キャリアプランニングⅠと同じ講師
内 容	就職活動の流れや就職情報の入手方法、会社説明会参加、エントリーシートの書き方、面接での基本的心得、SPI等筆記試験対策等就職活動の方法についての授業を行った。また、就職活動に成功した4年生から体験談を聞くと共に、面接やグループ討議等就職試験のロールプレイ演習を活用しながら教育を推進した。

### ■産学連携講座Ⅰ 寄附講座（家業継承見込み者向）

科目名	家業継承計画論（2・3・4年生前期担当）
講 師	大阪府経営合理化協会会長で企業経営者（昭和7年創業・事務用品製造業の家業継承経験者）の客員教員と本学教員2名
内 容	大阪府経営合理化協会は大阪経済5団体の一つであるが、本講座はこの団体との産学連携・地域連携講座である。

授業内容は、本学教員から家業継承の意義や課題、方法の一般論を学んだあと、大阪府経営合理化協会の会員で家業継承の経験のある7名の経営者から、下記の①から⑦のテーマで、家業継承の実際やその経営の過去・現在・未来について各回講義とディスカッションを行い、理解を深める。また⑧のテーマは、弁護士や公認会計士等の専門家が講義する。  
 ①家業継承の覚悟を決めた出来事、②創業者と後継者の相違、③経営能力の継承、④家業組織内外への適応、⑤老舗と革新、⑥家業の再生と再編、⑦家業継承後の競争戦略と成長戦略、⑧家業継承者として知っておくべき法務と財務のポイント

### ■産学連携講座Ⅱ（企業等就職希望者に適用）

科目名	販売ビジネス経営論（2・3年生後期担当）
講 師	企業経営者（食品輸入卸企業代表者）で本学特任教員
内 容	本学卒業生の2人に1人は、販売・営業に関連する仕事（製造業・卸売業・小売業・サービス業）に就いている。そこで本講義は基本的に販売士3級の資格取得も目指すことができる内容とする。授業内容としては、ガイダンス、小売業の類型、マーチャンダイジング、ストアオペレーション、マーケティング、販売・経営管理について講義とディスカッションを行い、ビジネスの場での実践力を養うことを目指す。

科目名	フードビジネス経営論（2・3年生前期担当）
講 師	フードビジネスの専門家（外食企業経営者）で本学非常勤教員
内 容	フードビジネスの中でも飲食店経営を中心に、店舗オープンまでのプロセスと店舗経営のあり方を多くの事例をもとに学びます。具体的には、企業倫理をはじめサービスの意味、フードビジネスマーケティング、出店戦略、コンセプトの考え方、商品戦略、立地の選定、店舗設計、厨房設計のポイント/店舗設計実習、従業員の採用・教育・研修訓練の実務、出店のための計数管理、販売促進そしてフ

	ードサービスの関連法規等を理解することにより、ビジネスの場での実践力を養うことを目指します。
--	--

科目名	不動産ビジネス経営論（2・3年生前期担当）
講師	不動産ビジネスの専門家（不動産鑑定士・税理士・宅地建物取引士・1級ファイナンシャルプランニング技能士）で本学非常勤教員
内容	私たちは不動産の所有や利用を通じて生活をしており、身近で大きな金額の財産である不動産についてよく理解しておくことが重要です。そこで、本講座では、不動産および不動産ビジネスの概要を学び、不動産の市場動向はじめ不動産価格の決定プロセス、住宅マーケットおよびオフィス賃貸マーケットと不動産ビジネスとの関係を学びます。これによりビジネスの場での実践力を養うことを目指します。

### ■産学連携講座Ⅲ（起業希望者に適用）

科目名	起業論（2・3・4年生後期担当）
講師	企業経営者（食品輸入卸企業代表者）で本学特任教員
内容	起業の目的や方法を学び、マーケティング戦略や競争戦略から、効率的な成長を促す成長戦略までを理論・実践の両面から学ぶことを目標にする。まず「起業・開業のための経営知識」を習得する。さらに、実践的な企業経営の原理原則を学んだうえで、「ビジネスプラン(事業計画書)」の作成方法までを学ぶ。

### ■産官学地域協働によるプラットフォーム構想

本学を含む大阪・和歌山・兵庫の13大学・短期大学と産業界等とが協力し合い、アクティブラーニングの質保証を中心的テーマとした産官学地域協働による実践的な人材育成を行い、地域の人材育成力を高め、地域の活性化に寄与することを目的とした、産学協働人材育成プラットフォーム「産学協働人材育成機構（通称AICE）」を設立。平成27(2015)年度に試行的に取り組めるところから取り組み、組織や内容についての詳細を確定させ、平成28(2016)年度から本格実施できるように設立を進めている。

この取り組みの一環として、関西経済同友会とのキャリア教育連携授業で、平成27(2015)年度に大阪キャンパスの経営教育学科2年生に対して講演を実施した。

#### ・参加大学・短期大学

和歌山大学、大阪府立大学、兵庫県立大学、追手門学院大学、大阪音楽大学、大阪工業大学、大阪成蹊大学、関西外国語大学、摂南大学、帝塚山学院大学、芦屋大学、大手前大学、大阪音楽大学短期大学部

#### ・参加産業界等

関西広域連合、大阪府、兵庫県経営者協会、和歌山県経営者協会、堺経営者協会、関西生産性本部等

**(3) A-3 の改善・向上方策（将来計画）**

今後は、大阪府経営合理化協会のほか、自治体やその外郭団体等の公的機関、商工会議所等地域の経営者団体、NPO 組織、企業経営者の多い本学卒業生の同窓会等との連携を強化し、本学のキャリア関連教育を充実発展させていく。また、本学が蓄積してきた知的資産を活用して、地域社会の発展に貢献していく。

**【基準 A の自己評価】**

大学としての社会貢献について、本学の各部署の教員が持つスキル、人脈、アイデアをキャンパス内外で発揮している。連携先としては、近隣地域、教育機関、企業等多岐にわたる。また、時代を先取りしたテーマや時代を超えて普遍的なテーマを幅広く扱っていることも本学の特徴である。

## 基準 B. 学生の多様化への対応

### B-1 多様化する学生へのきめ細やかな指導「メンタル面で問題を抱える学生への支援」

#### 《B-1 の視点》

#### B-1-① 学生相談による支援の充実

##### (1)B-1 の自己判定

基準項目 B-1 を満たしている。

##### (2)B-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

学生相談については、高等教育機関の教育的使命の達成にとって必要不可欠な要素であると捉えており、そして学内の環境改善及び危機管理に寄与するものと考えて取り組んでいる。とくに平成 27(2015)年度には次のような 2 つの相談・支援機関を設置し、本学の各部署等と密に連携しながら、丁寧に支援を進めてきた。その 2 つの機関の位置づけと活動内容及び状況は以下のとおりである。

#### ①教育相談所・・・教務部所属

- ・学生に対するカウンセリング
- ・保護者に対するカウンセリング
- ・教職員に対するカウンセリング
- ・学生のカウンセリング等について、教職員及び保護者への助言や援助
- ・当該学生についての情報収集（学内の他部署や学外の関係機関との連携）
- ・心理検査等の分析及びフィードバック
- ・ハラスメント事案等の窓口としての機能
- ・身体障害や発達障害等の障害を持つ学生のカウンセリング
- ・当該学生の保護者との面接
- ・当該学生に関わる教職員との情報交換、その教職員への助言
- ・当該学生への様々なスキルトレーニングの提供
- ・当該学生の就職等進路支援（本学の就職部や学外の就労支援関係機関との連携）
- ・特別支援学校教員免許取得希望学生の様々な演習活動
- ・附属幼稚園において、障害を持つ園児の保育観察や療育
- ・当該園児の保護者との面接
- ・当該園児に関わる教職員への助言や援助

#### ②修学支援室（障害学生支援室：通称「ほっとルーム」）・・・学生部所属

- ・障害を持つ学生の学習や生活等修学についての支援全般
- ・障害のために休学や中途退学が危惧される学生の修学支援
- ・障害を持つ学生同士の交流の場としての機能
- ・授業や大学生活に馴染みにくい学生の休息の場としての機能
- ・入学試験や入学ガイダンス時の個別支援、学生の出身校との個別情報交換



### **(3)B-1 の改善・向上方策（将来計画）**

本学の学生相談は、ここ数年で体制を整え、利用者が圧倒的に増加した。それに加えて、平成 28(2016)年 4 月からの「障害者差別解消法」実施に先がけ、様々な障害を持つ学生に対する相談機能や支援機能を充実させるため、修学支援室の活動に重点を置きはじめている。私立大学では「努力義務」とみなされる合理的配慮規定や取り組み要領の策定等も検討中であり、今後はさらに丁寧で行き届いた相談及び支援体制を構築し、支援の質を高めるように努めていく。

#### **【基準 B の自己評価】**

学生相談の件数は増加の一途をたどり、学生自身が来談するだけでなく、利用者の幅も広がり、保護者や教職員等も来談している。また、学内の各部署や学外の医療機関等、関係機関との連携数も年々増加している。ちなみに平成 27(2015)年度の利用件数は 612 件である。これは平成 24(2012)年度の 1.5 倍であり、急増していることがわかる。

相談内容についても変化が見られ、多岐にわたっている。学業やクラブ活動等修学についての相談、対人関係や自己理解についての相談がとくに多いのだが、最近では家庭環境や学外生活についてのもの、発達障害に関連したものがかなり増えている。

このように利用者が増えて、活動内容も幅広いことは、学生相談による支援の充実を示しているとともに、本学が目指す「一人ひとりを大切にする教育」を学生相談及び支援の体制が支えていることの証しである。

## 基準 C. 国際交流

### C-1 国際交流支援の発展性

#### 《C-1 の視点》

- C-1-① 国際交流センタープログラムの充実
- C-1-② 学内留学生及び日本人学生への支援・交流事業の充実
- C-1-③ 海外提携大学との連携の充実
- C-1-④ 他機関との連携の充実

#### (1) C-1 の自己判定

基準項目 C-1 を満たしている。

#### (2) C-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

##### C-1-① 国際交流センタープログラムの充実

平成 17(2005)年 4 月に設立された国際交流センターの主な目的は、本学学生の国際交流支援である。同センターはまた、本学の国際交流の中心になっている。同センターのプログラムをとおして、国際交流に対する学生の修学意欲を喚起し、外国人留学生及び日本人学生がスムーズに学生生活を送って社会人となれるように支援している。とくに外国人留学生一人ひとりについては、個人カルテを作成して支援に努めている。

また、後記の諸事業を 11 年間にわたって運営及び実施し、教育活動の改善及び工夫に寄与している。

なお、センター職員の資質向上とセンターの学生支援体制強化のため、センター職員が外部の講習会や研修会に積極的に参加することも推奨してきた。

##### C-1-② 日本人学生及び外国人留学生への支援・交流事業の充実

学生支援という視点から、国際交流センターが日本人学生と外国人留学生に対して実施している支援事業は以下のとおりである。

#### 《すべての学生に対する支援事業》

- ① 海外派遣学生及び外国人留学生に対するオリエンテーション
- ② 教職員や日本人学生も参加する歓送迎会やクリスマス会等交流会の開催
- ③ 海外派遣学生と外国人留学生が対象の学外奨学金申請の推奨及び支援
- ④ 芦屋学園祭展示への参加をとおして、日本人学生の国際交流意識向上の推進
- ⑤ 語学や留学の関連図書、英字新聞等の管理と貸し出し

#### 《日本人学生に対する支援事業》

- ① 留学や海外についての情報の提供
- ② 海外協定校への学生派遣
- ③ 語学学習支援
- ④ 短期海外語学研修プログラムの計画及び実施
- ⑤ 派遣留学終了後の学内単位認定申請書類作成
- ⑥ TOEIC・IP テストの学内実施（高得点者には学長表彰や単位認定）
- ⑦ 海外派遣学生に対する危機管理体制

### 《外国人留学生に対する支援事業》

- ①海外協定校からの学生受け入れ
- ②国管理局に対する文書準備、そのような文書が必要な学生に対するサポート
- ③本学の就職部と連携しながら、日本国内の就職についてのオリエンテーションやインターンシップへの参加推進
- ④外国人留学生の卒業後の進路状況把握、就職活動のための在留資格特定活動取得への推薦
- ⑤留学生ガイドブックの作成
- ⑥宿舎の斡旋等生活全般に対する支援
- ⑦学内の担任との連携によって外国人留学生の動向把握、外国人留学生の帰国時または海外旅行時の出国届管理
- ⑧地域文化施設無料パスの配布と利用奨励等

### C-1-③ 海外提携大学との連携の充実

本学学生に対する留学支援は国際交流センターの主要な活動である。留学支援については、受け皿となる海外連携大学が米国に1校、韓国に3校あり、そのうち聖マーティン大学（米国ワシントン州）への短期及び長期の交換派遣とソングョル大学（韓国）への短期及び長期の派遣・受け入れについては、HUMAP（兵庫・アジア太平洋大学間交流ネットワーク）の協力を得ながら継続している。

また、平成28(2016)年3月には、すでに本学とは包括連携協定を結んでいる韓国湖西大学の児童教育学科と本学の臨床教育学部及び付属幼稚園とが個別教育機関連携協定を結んだ。

併せて中華人民共和国の教育機関との関係では、重慶大学ほかとの包括連携協定締結のプロジェクトが現在進行中である。

### C-1-④ 他機関との連携の充実

教育機関以外の機関と本学の国際交流センターとの連携交流活動は、以下のとおり様々な分野にわたる。これらの活動の1つに対する評価として、本学は平成27(2015)年に駐神戸大韓民国総領事から表彰を受けた。

- ①平成27(2015)年に3回、日中教育文化経済関西交流協会が関係している中国（主に大連市周辺）からの訪問団の受け入れ
- ②平成26(2014)年、駐大阪ロシア総領事館からの依頼によって、ロシアンアクロバティックダンス研修会の実施
- ③平成26(2014)年と平成27(2015)年、在大阪カンボジア王国名誉総領事館との「カンボジアと子供たちの写真展」共催、学生及び市民に対する名誉総領事の講義開催
- ④平成26(2014)と平成27(2015)年、兵庫県国際交流協会からの紹介依頼によって、台湾国立蘭陽女子高級中学校女子生徒たちのダンス及びバレエ研修団の受け入れ
- ⑤平成26(2014)年から平成28(2016)年にかけて、本学の日本人学生と中国人及び韓国人留学生によって、兵庫県及び芦屋市主催の1・17阪神淡路大震災記念メモリアル・ウォークの募金活動

- ⑥バスケットボール選手の受け入れによるスポーツ交流(平成 26(2014)年 12 月 28 日から平成 27(2015)年 4 月 20 日まで米国から 3 名、平成 27(2015)年 6 月 8 日から 8 月 31 日までインドから 2 名)

### **(3)C-1 の改善・向上方策 (将来計画)**

本学のような規模の高等教育機関において、広範囲にわたる留学プログラムを実施するのは困難だが、今後も交換留学提携できるような海外の教育機関を探しつづける。

外国人留学生及び日本人学生の海外留学については、経済的な負担が大きいため、留学に関連する奨学金制度の開拓等によって留学環境の改善に努める。併せて海外包括連携先の教育機関の開拓にも積極的に取り組む。

#### **[基準 C の自己評価]**

本学への留学生は、平成 21(2009)年 4 月以降、韓国や中国をはじめ 5 ヶ国から延べ 170 名余りである。一方、本学学生の派遣留学については、延べ 70 名余りが主に米国や韓国の連携大学で学び、平成 26(2014)年度と平成 27(2015)年度にも 15 名が派遣され、提携大学との関係が深まった。

また、国際交流センターの交流活動は、駐日外国公館等との積極的な連携や交流をはじめ、ボランティア、文化、芸術、スポーツといった分野へと裾野を広げて定着した。そして、これまで画一的であった留学生の就学環境が大きく変化し、それぞれの留学生の就学環境が異なるという状況のなか、日本人学生の派遣留学や外国人の留学生について、それぞれのニーズに対応してきたことの成果も上げており、併せて駐日外国公館からの表彰等も本学の国際交流に好影響をもたらしている。